

北九州市安全・安心条例

第3次行動計画

(アクションプラン)

(令和7年度～令和11年度)

令和7年4月

北九州市

目 次

第1章 計画の策定に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間

第2章 これまでの取組と課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- 1 これまでの主な取組(令和2年度～令和6年度)
- 2 これまでの目標達成状況
- 3 課題

第3章 計画の目標及び方向性・・・・・・・・・・・・ 18

- 1 目指す姿
- 2 具体的な目標
- 3 施策の方向性
- 4 計画の体系図

第4章 計画の主な事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

方向性Ⅰ 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進

- 1 安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等

方向性Ⅱ 安全・安心な環境の構築

- 1 地域における安全・安心に関する活動の推進(ソフト面)
- 2 安全・安心に配慮した環境の整備(ハード面)

方向性Ⅲ 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実

- 1 青少年等の非行等からの立ち直り支援
- 2 安全・安心に関する相談及び支援体制

方向性Ⅳ 安全・安心な都市イメージの発信

- 1 安全・安心に関する情報の提供
- 2 安全・安心なまち北九州市の情報発信

特に配慮すべき対象への主な安全対策

- 1 子どもの安全対策
- 2 女性の安全対策
- 3 高齢者の安全対策
- 4 障害者の安全対策

特記

- 1 性暴力を根絶するための取組の推進
- 2 犯罪をした者の立ち直り支援

第5章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

- 1 推進体制
- 2 効果検証

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

- 1 北九州市安全・安心条例(条文)
- 2 北九州市安全・安心推進会議委員名簿
- 3 用語解説

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

〔安全・安心行政の歩み〕

北九州市では、平成26(2014)年7月に、安全・安心を実感することができるまちを実現し、次の世代に継承することを目的とした「北九州市安全・安心条例」を制定しました。また、平成27(2015)年8月に、「北九州市安全・安心条例行動計画(以下「第1次行動計画」という。)」として、具体的な3つの目標や4つの方向性に基づく施策等を定め、「日本トップクラスの安全なまち」「誰もが安心を実感できるまち」を目指した取組を推進してきたところです。

その結果、北九州市における刑法犯認知件数はピーク時の平成14(2002)年には、40,389件でしたが、令和5(2023)年には6,044件と大幅に減少しました。この間の減少率は、約85%と政令市トップです。

また、防犯パトロール活動への参加者は、第1次行動計画、第2次行動計画ともに目標値を上回る数値となり、令和5年度末時点で過去最高の83,591人となりました。

さらに、体感治安においては、「安全だ(治安が良い)」と思っている市民の割合は、近年は、80%以上の高水準で推移しており、令和5年度に86.8%となるなど、目標の90%に着実に近づきつつあります。また、市民意識調査における市政評価において、「防犯、暴力追放運動の推進」が9年連続で1位となるなど、北九州市の各種取組の成果が着実に表れてきています。

〔新たな行動計画の策定〕

一方、新型コロナウイルス感染症が収束し、人流が戻ったこと等により、令和4(2022)年、令和5(2023)年と2年連続で刑法犯認知件数は増加しています。特に、自転車盗と万引きを合わせた件数は、そのうちの約3割を占める状態が続いており、対策が急務となっています。

また、全国の検挙者に占める再犯者の割合は、令和4(2022)年に47.9%となっており、安全・安心な社会を実現するためには、再犯防止への取組も必要不可欠となっています。

さらに、近年ではニセ電話詐欺に加え、SNS等を利用した投資詐欺などの被害が広がってきており、新たな課題となっています。

そこで、この計画では、第2次行動計画までの施策を引き継ぐとともに、新たな課題を解決するための施策も加え、より一層「安全・安心なまちづくり」に向けた取組を推進していきます。

引き続き、市並びに市民、地域団体、事業者及び学校の設置者（以下「市民等」という。）が「安全・安心なまちづくり」を共に考え、一体となって総合的・継続的に取組を進めていくことで、「安全・安心なまち北九州」を実現してまいります。

また、北九州市のまちづくりの方向性を示す北九州市新ビジョン（北九州市基本構想・基本計画）では、3つの重点戦略の1つに「安らぐまち」の実現を掲げています。安全・安心なまちづくりに向けた取組は、「安らぐまち」を実現するための重要な取組となります。

2 計画の位置づけ

この計画は、北九州市安全・安心条例第25条の規定により市が定める「安全・安心なまちづくりに関する施策を総合的、計画的かつ継続的に推進するための行動計画」として策定します。

また、本計画を再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条に定める地方再犯防止推進計画として位置づけるものです。

3 計画期間

計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化などにより計画を取り巻く状況が大幅に変化した場合には、必要に応じて見直しを行います。

第2章 これまでの取組と課題

1 これまでの主な取組（令和2年度～令和6年度）

第2次行動計画は、3つの具体的な目標を掲げ、北九州市安全・安心条例の基本理念に掲げる4つの方向性に沿って、施策を推進してきました。

■目指す姿「日本トップクラスの安全なまち」及び「誰もが安心を実感できるまち」

	<計画策定時>		<目標>
目標① 刑法犯認知件数	6,217件	⇒	4,500件以下
	政令市11位	⇒	ベスト3
	※人口10万人当たりの20政令市順位		
目標② 防犯パトロール活動への参加者数	38,225人	⇒	60,000人以上
目標③ 「安全だ(治安が良い)」と思っている市民の割合	85.2%	⇒	90%以上

■方向性Ⅰ 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進

(1) 安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等

【主な施策】

- ・安全・安心に関する意識の高揚
- ・安全・安心なまちづくりの新たな担い手の育成
- ・交通安全の推進
- ・暴力団の排除の推進
- ・迷惑行為の防止の推進
- ・消費生活等に関する安全・安心の推進
- ・自転車盗、万引き行為防止対策の推進

・ …重点的に取り組んだ施策

【安全・安心に関する意識の高揚】

■子どもや女性の犯罪被害防止対策

NPO 法人日本ガーディアン・エンジェルスとの協働で、子どもや女性の犯罪被害を防止するため、子どもや女性を対象とした防犯セミナーに加え、平成30(2018)年度から子どもを見守る保護者や教員等を対象とした見守りセミナーを開催し、防犯意識や知識の向上を図っています。



【防犯教室参加実績】

令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
実施回数	受講者数	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
11回	1,856人	11回	1,874人	27回	6,437人	26回	5,434人

※1 実施回数及び受講者数は、子ども防犯・女性防犯・子ども見守りの3つのセミナーの合算

（地域安全マップづくり）

学生ボランティアの指導のもと、小学生が実際に街を歩いて地図を作成し、「こういった場所が危ないか」を学ぶことで、危機回避能力の向上を図りました。



【地域安全マップづくり実績】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校1校	小学校1校	小学校5校、 市民センター1館	小学校4校
140人	40人	374人	265人

【安全・安心なまちづくりの新たな担い手の育成】

■事業者の新たな防犯活動の推進

市内企業への安全・安心推進員（県警OB）による訪問等を通じて、自主防犯パトロール活動への参加を促し、事業者による新たな防犯活動を推進しています。

【安全・安心推進員による企業訪問実績】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
357社	357社	379社	301社

【暴力団の排除の推進】

■暴力追放の推進

市の事業からの暴力団排除をはじめ、暴力追放大会の実施や市民等への支援等を行うとともに、警察等関係機関・団体との連携を深め、官民一体となって「暴力追放」に向けた取組を強化しています。



■方向性Ⅱ 安全・安心な環境の構築

(1) 地域における安全・安心に関する活動の促進（ソフト面）

【主な施策】

- ・地域活動の推進
- ・地域の防災力の強化
- ・子どもの見守り活動の推進
- ・青少年の非行等を生まない環境の構築
- ・性暴力を根絶するための取組の推進

・ …重点的に取り組んだ施策

【地域活動の推進】

■地域防犯対策事業

地域住民の防犯意識を醸成し、自主防犯活動を促進するため、各区役所に安全・安心指導員（県警OB）を配置し、生活安全パトロール隊による防犯パトロールへの同行や指導、助言等の支援を行うとともに、青色防犯パトロールを実施しています。

（地域防犯パトロール）

全小中学校区（127校区）で、生活安全パトロール隊が結成され、地域防犯パトロールや子どもの見守り活動、青少年の非行防止などの活動に取り組んでいます。（令和5年度末現在）

実施団体数	隊員数
184団体	7,961人

（青色防犯パトロール活動）

平成17（2005）年8月から、生活安全パトロール隊が、自動車に青色回転灯を装備して自主防犯パトロール活動を実施しています。

また、青色回転灯を装備した市の公用車による市内一円の防犯パトロールや地域の防犯パトロールへの同行も行っています。（令和5年度末現在）

実施団体数	活動台数
68団体	130台

【性暴力を根絶するための取組の推進】

■性暴力被害者支援等に関する広報・啓発

「性暴力被害者支援センター・ふくおか」のポスターやチラシ、カード等の広報物を市内公共施設に掲示・配架するとともに、市内転入者へ配布を行っています。

(2) 安全・安心に配慮した環境の整備（ハード面）

【主な施策】

- ・安全・安心に配慮した環境の構築
- ・通学路等の安全確保
- ・空き家及び空き地の適正管理
- ・風水害対策の推進
- ・公共施設等の耐震化・長寿命化の推進

・ …重点的に取り組んだ施策

【安全・安心に配慮した環境の構築】

■防犯カメラの普及促進に向けた取組の推進

北九州市安全・安心条例に基づき、犯罪の起こりにくい安全・安心な環境を構築するため、市民等への防犯カメラの普及促進に向けた取組を推進しています。



【防犯カメラ設置補助実績】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
7団体	15団体	17団体	10団体
29台	52台	56台	35台

（防犯カメラの設置・運用）

市内主要幹線道路沿い及び小倉北区・八幡西区の繁華街に計114台の防犯カメラを設置し、運用を行っています。

■防犯灯のLED化（防犯灯関連事業）

市と地元で分担しながら、防犯灯を設置しており、自治会等に対し、設置費や維持管理費の一部を補助しています。

また、平成23(2011)年度から、環境にやさしいLED照明への転換を図っています。

（令和5年度末現在）

全防犯灯数	LED化灯数	LED化率
69, 500灯	62, 800灯	90%

■方向性Ⅲ 安全・安心に関する相談及び支援体制の充実

(1) 青少年等の非行等からの立ち直り支援

(2) 安全・安心に関する相談及び支援体制

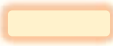
【主な施策】

・非行等からの立ち直り支援の推進

・安全・安心相談窓口の充実

・犯罪被害者等の支援体制の充実

・安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実

・  …重点的に取り組んだ施策

【非行等からの立ち直り支援の推進】

■北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業

「非行防止対策」・「非行からの立ち直り支援」・「薬物乱用の防止と啓発」・「地域団体・関係機関との連携強化」の4つの柱をたて、学校における啓発活動や少年補導委員による見守り活動などに取り組んでいます。

(令和5年度末現在)

少年補導委員による補導回数	全市一斉パトロール参加者数
3, 232回	8, 164人

(協力雇用主による立ち直りの支援)

協力雇用主が、保護観察所等の関係機関・団体と連携のもと、犯罪歴や非行歴のある人を積極的に雇用し、その更生を支援しています。

(令和5年度末現在)

協力雇用主登録数
市内289社

【安全・安心相談窓口の充実】

■安全・安心総合相談ダイヤル事業

市民生活の身近な安全・安心に関する相談を受け付ける「安全・安心総合相談ダイヤル」を開設し、市民等の不安感解消を図っています。

【犯罪被害者等の支援体制の充実】

■犯罪被害者等支援事業

国や関係機関・団体との情報交換などにより、連携強化を行うとともに、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」及び「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を福岡県、福岡市と共同で設置・運営し、犯罪被害者等の支援体制の強化を図っています。

■方向性Ⅳ 安全・安心な都市イメージの発信

(1) 安全・安心に関する情報の提供

(2) 安全・安心なまち北九州市の情報発信

【主な施策】

- ・安全・安心に関する情報の提供
- ・都市のイメージアップに資する情報の発信
- ・北九州市安全・安心条例の普及・啓発活動の推進

…重点的に取り組んだ施策

【都市のイメージアップに資する情報の発信】

■都市イメージの向上

(戦略的な広報活動)

新聞、雑誌、テレビ、インターネット等の各種マスメディアへの情報発信を戦略的に行うとともに、映画・テレビドラマ等のロケ誘致や撮影支援を通じて、北九州市の知名度と都市イメージの向上を図っています。

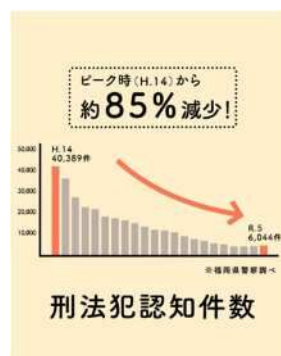


【北九州フィルム・コミッションの撮影誘致・支援件数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合 計	61本	51本	49本	49本	41本
映画	7本	3本	8本	5本	9本
ドラマ	29本	9本	13本	14本	2本
CM等	25本	39本	28本	30本	30本

(安全・安心情報発信)

北九州市の「暴力の街」のイメージを払拭し、「安全で楽しい街」をアピールするため、改善した治安状況(刑法犯認知件数の減少等)をPRするショート動画を作成し、YouTubeやInstagramなどの各種SNS広告を活用して、関東圏及び関西圏に配信しました。



《令和5年度Instagram広告》

2 これまでの目標達成状況

(1) 目標の達成状況

目指す姿1: 日本トップクラスの安全なまち

(直近の確定値)

目標	目標値	実績値	達成状況
① 刑法犯認知件数の減少	4,500件以下 (策定時 6,127件)	6,044件 (令和5年)	未達成
	政令市ベスト3 (策定時 11位)	20市中14位 (令和5年)	未達成
② 防犯パトロール活動への参加者数の増加	60,000人以上 (策定時 38,225人)	83,591人 (令和5年度)	達成

目指す姿2: 誰もが安心を実感できるまち

目標	目標値	実績値	達成状況
③ 「安全だ(治安が良い)」と思っている市民の割合の向上	90%以上 (策定時 85.2%)	86.8% (令和5年度)	未達成

目標① 刑法犯認知件数の減少

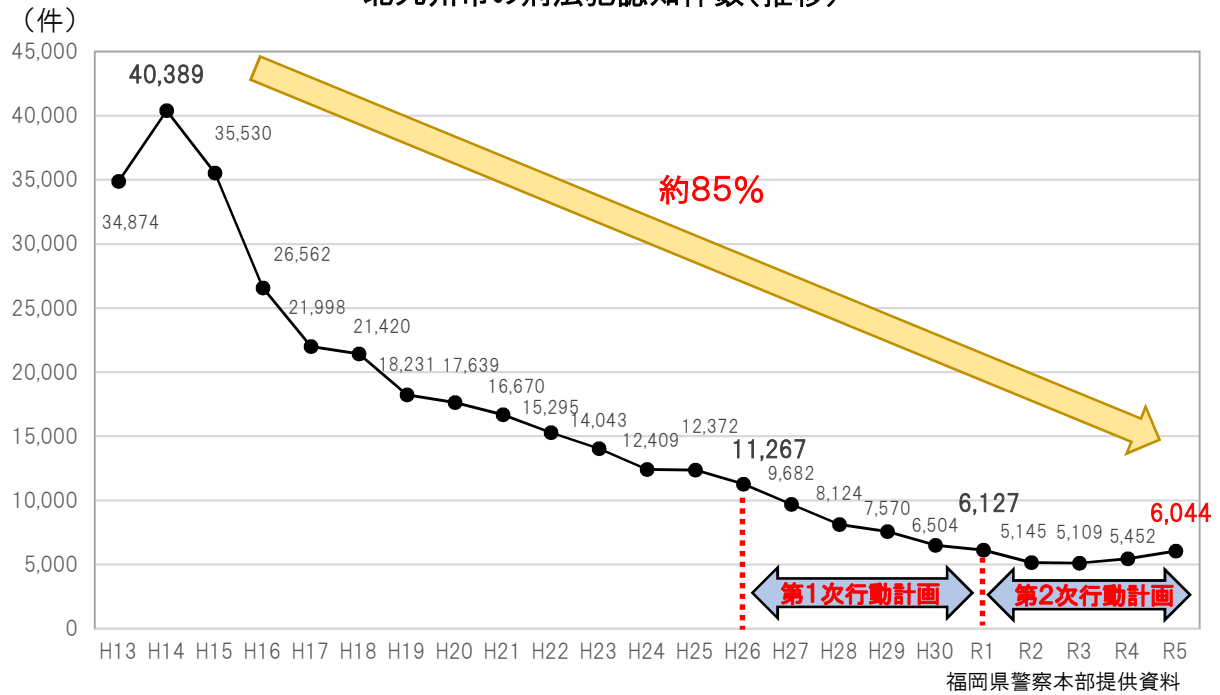
目標値の4,500件を下回る6,044件(策定時に比べ1.4%減)であり、人口10万人当たりの刑法犯認知件数による政令市比較でも、策定時の11位から14位に順位を落とす結果となりました。

北九州市の刑法犯認知件数の推移について、全国や福岡県と比較したところ、いずれも平成14年から令和3年まで一貫して減少し、令和4年、令和5年と2年連続で増加しています。新型コロナウイルス感染症が収束し、人流が戻ったこと等により、刑法犯認知件数も令和元年(感染拡大前)の水準に戻りつつあります。

しかしながら、平成14(2002)年のピーク時(40,389件)からは約85%減少しており、当時の政令市12市で比較すると、この間の減少率は、1位となっています。

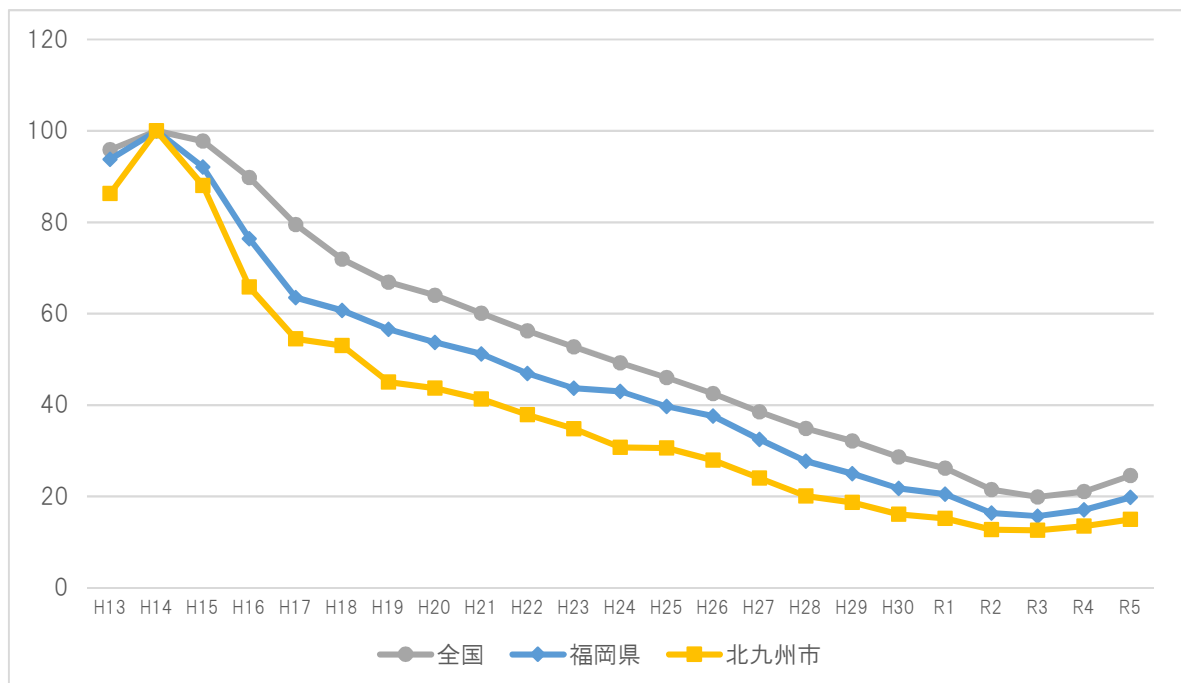
(順位は、平成14年10位⇒令和5年7位)

北九州市の刑法犯認知件数(推移)



下記グラフのとおり、北九州市の刑法犯認知件数は、全国や福岡県と同じような推移をたどっています。

刑法犯認知件数の推移(平成14年を100とした場合)



福岡県警察統計資料、警察庁統計資料に基づく北九州市作成資料

刑法犯認知件数の政令指定都市間比較(人口10万人当たり)

策定時
(令和元年)

11 位

	都市名	認知件数
1	★横浜市	430
2	★川崎市	431
3	浜松市	446
4	熊本市	479
5	相模原市	549
6	★札幌市	561
7	静岡市	572
8	★広島市	600
9	新潟市	617
10	岡山市	642
11	★北九州市	652
12	★仙台市	652
13	★京都市	710
14	★千葉市	741
15	さいたま市	768
16	★神戸市	769
17	堺市	808
18	★名古屋市	868
19	★福岡市	880
20	★大阪市	1,507

令和5年

14 位

	都市名	認知件数
1	★横浜市	426
2	熊本市	439
3	浜松市	452
4	静岡市	458
5	★川崎市	495
6	新潟市	516
7	★仙台市	554
8	★京都市	562
9	★札幌市	572
10	相模原市	586
11	★広島市	598
12	岡山市	636
13	さいたま市	650
14	★北九州市	660
15	★千葉市	716
16	堺市	761
17	★福岡市	771
18	★神戸市	802
19	★名古屋市	853
20	★大阪市	1,421

★はピーク時(平成14年)当時の政令市12市

<参考:刑法犯認知件数のピーク時(平成14年)当時の政令市12市での比較)>

平成14年

	都市名	認知件数
1	横浜市	2,062
2	札幌市	2,190
3	川崎市	2,349
4	仙台市	2,712
5	京都市	2,743
6	広島市	2,783
7	千葉市	3,349
8	神戸市	3,369
9	名古屋市	3,746
10	北九州市	4,013
11	福岡市	4,208
12	大阪市	4,810

令和5年

	都市名	認知件数
1	横浜市	426
2	川崎市	495
3	仙台市	554
4	京都市	562
5	札幌市	572
6	広島市	598
7	北九州市	660
8	千葉市	716
9	福岡市	771
10	神戸市	802
11	名古屋市	853
12	大阪市	1,421

目標② 防犯パトロール活動への参加者数の増加

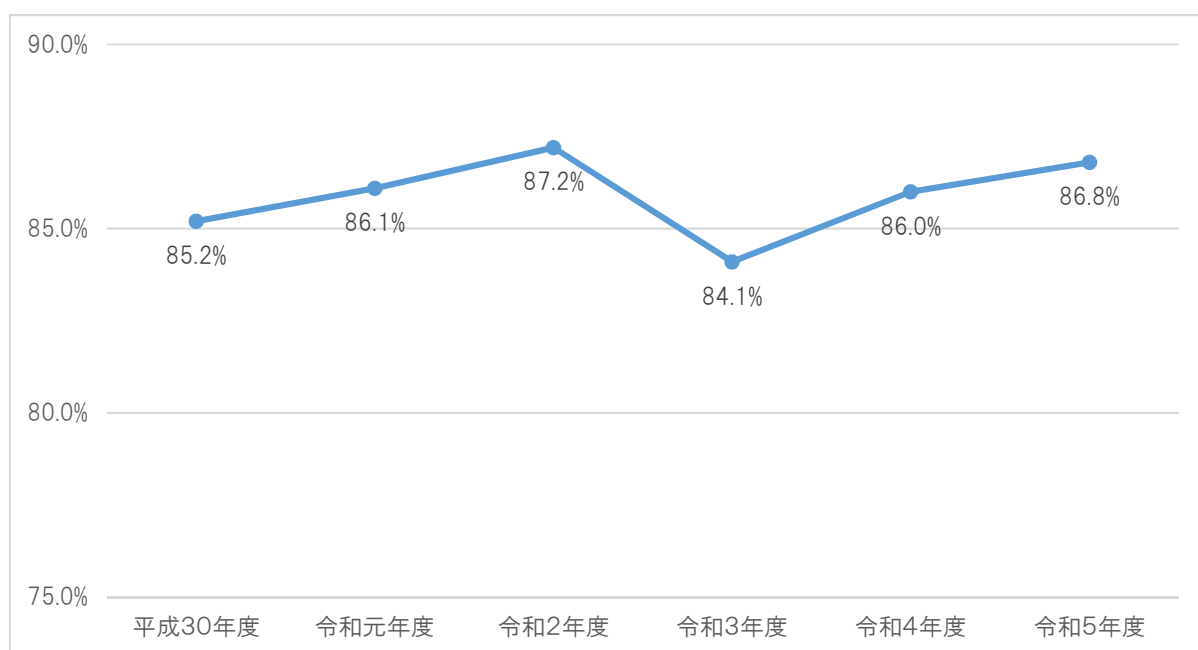
これまで防犯活動の中心を担ってきた生活安全パトロール隊活動の参加者数は、パトロール隊員の高齢化や自治会への加入者数の減少により、近年は、減少傾向にあります。地元企業を中心に、パトランキタキューや学生ボランティアなどとの連携を推進した結果、83,591人と目標を大きく上回る結果となりました。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活安全パトロール隊	10,443	10,446	10,337	10,059	7,961
企業・事業者	26,739	33,583	36,103	59,386	74,344
パトランキタキュー	665	680	693	735	745
学生ボランティア	378	378	405	439	541
合計	38,225	45,087	47,538	70,619	83,591

目標③ 「安全だ(治安が良い)」と思っている市民の割合の向上

YouTubeやインスタグラムなどの各種SNSや市ホームページ等の広報媒体を活用して安全・安心なまち北九州を内外へ発信するなど、都市イメージの改善及びシビックプライドの醸成に努めました。その結果、「安全だ(治安が良い)」と思っている市民の割合は、計画策定時(平成30年度)の85.2%から令和5(2023)年度は86.8%と1.6ポイント上昇しています。

「安全だ(治安が良い)」と思っている市民の割合(推移)



※毎年8月頃に昨年度分の数値を公表

3 課題

これまでの取組の結果、次のような課題が見られました。

【課題】

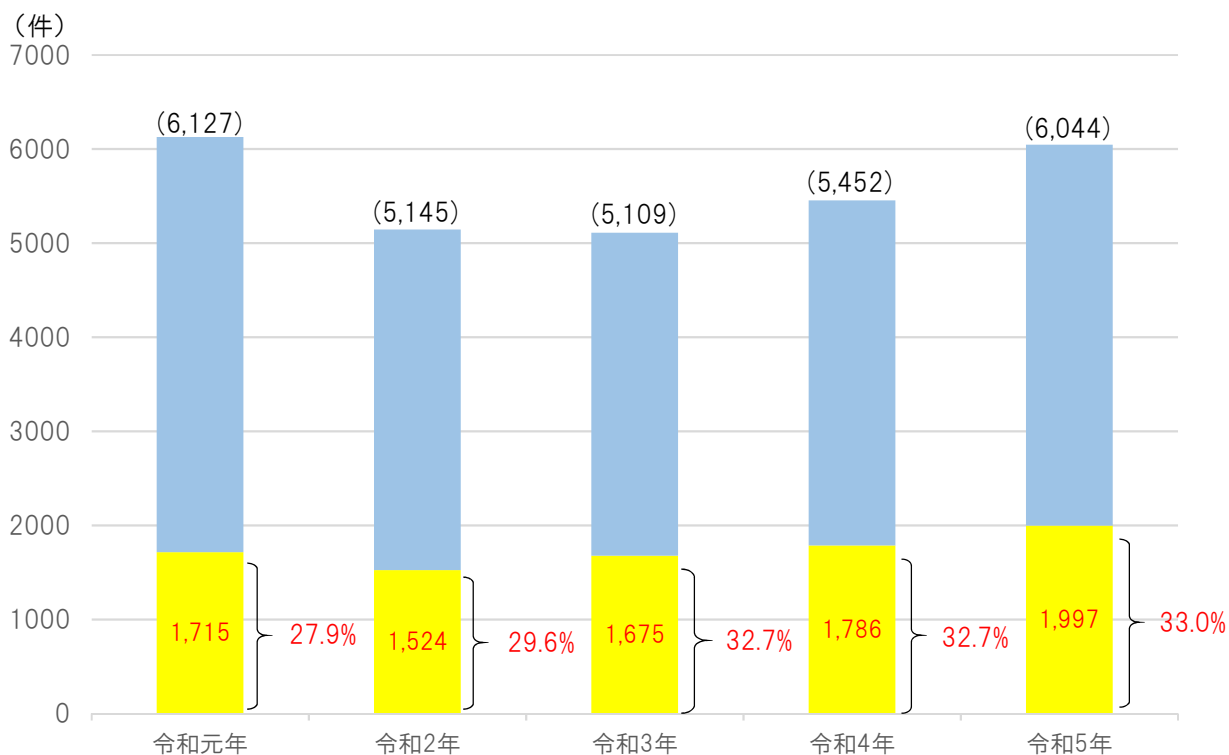
安全・安心を実感できるまちとするためには、市民等の身近な場所で行われる犯罪の抑止に取り組むことが課題です。北九州市の刑法犯認知件数のうち自転車盗・万引きの件数は、約3割を占めており、減少に向けて、主要駅周辺への防犯カメラの設置や店舗に対する万引き対策の促進などの取組が必要です。

(1) 刑法犯認知件数

※()の数字は刑法犯認知件数

※赤色の数字は自転車盗・万引きの件数

北九州市の刑法犯認知件数に占める自転車盗・万引きの件数(推移)



【課題】

(2) 匿名・流動型犯罪グループの台頭と動向

近年、匿名・流動型犯罪グループが台頭し、ニセ電話詐欺被害(特殊詐欺)や強盗、窃盗などの被害が拡大してきています。

このような新たな脅威への対策を警察と連携して行っていく必要があります。

ア 匿名・流動型犯罪グループの台頭について

匿名・流動型犯罪グループとは、SNSを通じるなどした緩やかな結び付きで離合集散を繰り返し、特殊詐欺や強盗などの違法な資金獲得活動を行う集団です。

このグループの中には、資金の一部を暴力団に上納するなど、暴力団と関係を持つ実態も認められるほか、暴力団構成員が匿名・流動型犯罪グループと共謀して犯罪を行っている事例もあり、暴力団の資金源になることが懸念されます。

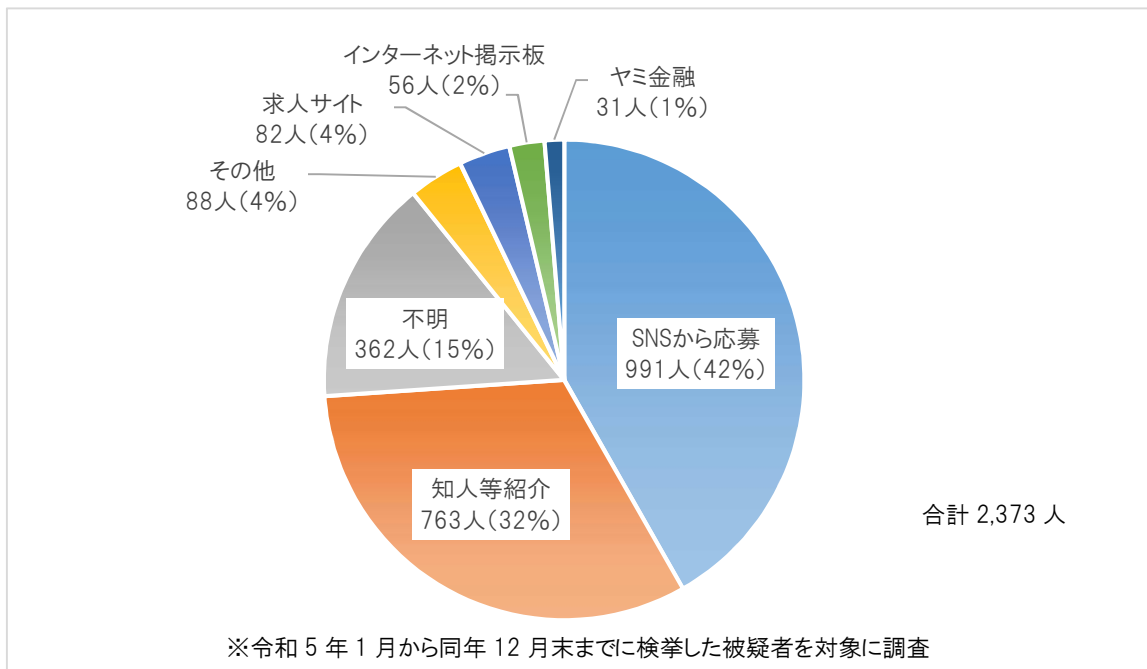
また、このグループがSNS等を通じて、犯罪の実行役を募集する闇バイトにより、若者が犯罪に加担してしまうことが大きな課題となっています。

イ 匿名・流動型犯罪グループによる犯罪実行者の募集への対策について

下記グラフのとおり、SNSからの応募が最も多くなっています。

警察との連携を強化しつつ、市としても若者が犯罪行為に加担しないための広報啓発に取り組む必要があります。

受け子等になった経緯について(全国)



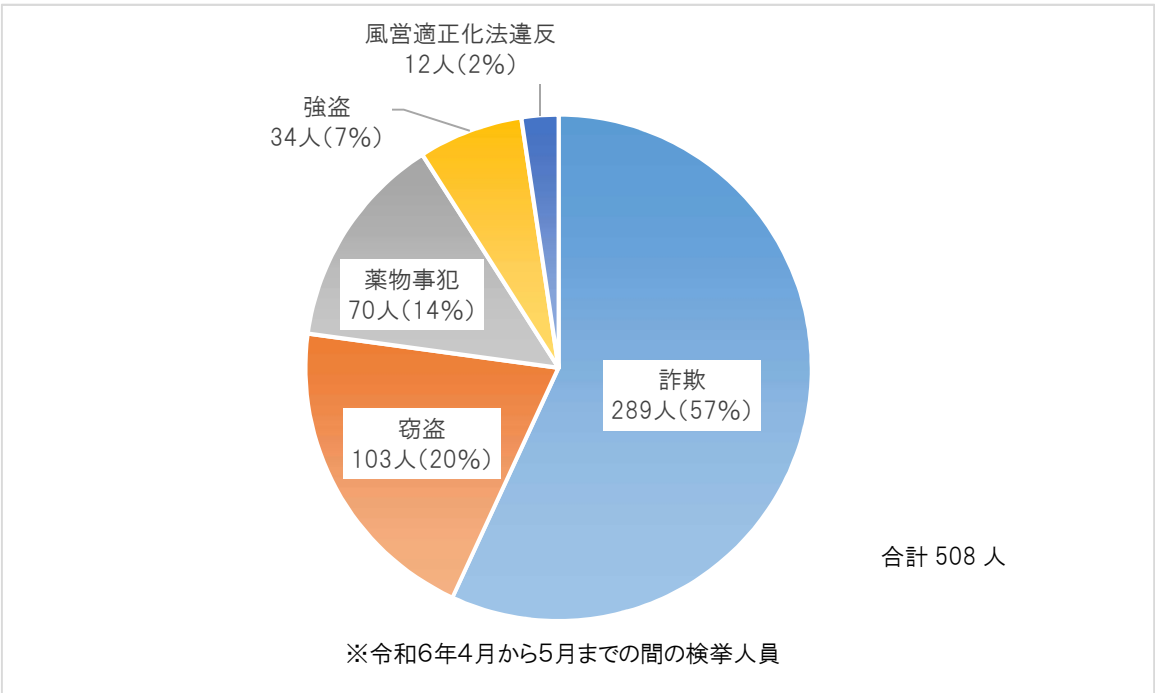
警察庁資料に基づく北九州市作成資料

ウ 匿名・流動型犯罪グループによる多様な資金獲得活動の動向について

匿名・流動型犯罪グループは、特殊詐欺をはじめ、様々な犯罪により資金を獲得しているとみられます。

全国における匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる主な資金獲得犯罪の検挙人員をみると、詐欺が最も多く、続いて窃盗、薬物事犯、強盗となっています。

匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる主な資金獲得犯罪の検挙人員(全国)



警察庁資料に基づく北九州市作成資料

(ア) ニセ電話詐欺(特殊詐欺)の被害状況について

ニセ電話詐欺(特殊詐欺)とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した口座への振り込み等の方法により、現金をだまし取る犯罪の総称です。

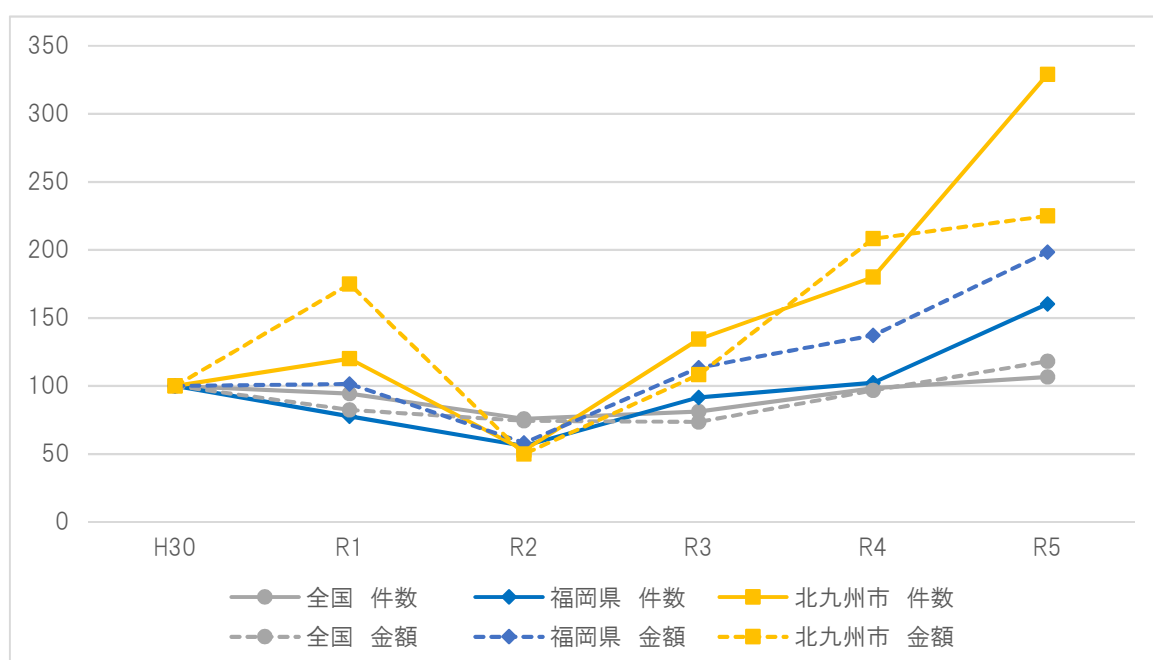
近年は、匿名・流動型犯罪グループによるものとみられるニセ電話詐欺が広域的に行われている状況がみられます。

ニセ電話詐欺被害件数と被害額

※北九州市は中間市と遠賀郡を含む数値

		H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数 (件)	全国	17,844	16,851	13,550	14,498	17,570	19,038
	福岡県	359	279	201	329	368	576
	北九州市	55	66	29	74	99	181
被害額 (億円)	全国	382.9	315.8	285.2	282.0	370.8	452.6
	福岡県	6.7	6.8	3.9	7.6	9.2	13.3
	北九州市	1.2	2.1	0.6	1.3	2.5	2.7

ニセ電話詐欺被害件数及び被害額の推移(平成 30 年を 100 とした場合)



(イ) SNS型投資・ロマンス詐欺について

犯人が投資や結婚等に関心を持つ被害者とSNSを通じて直接会うことなく、関係を深めてお金をだまし取る手口の犯罪です。被害件数及び被害額が急増しており、他の手口と比べ、1件あたりの被害額が大きいことが特徴です。

SNS型投資・ロマンス詐欺の被害件数と被害額(令和6年1月～9月)

	被害件数	被害額	1件あたりの被害額
全国	7,662 件	約 974.3 億円	約 1,300 万円
福岡県	520 件	約 56.1 億円	約 1,100 万円
北九州市	122 件	約 10.6 億円	約 900 万円

※北九州市は中間市と遠賀郡を含む数値

(ウ) 強盗、窃盗等について

強盗、窃盗等についても、SNSや求人サイト等で「高額バイト」、「即日即金」等の文言を用いて実行犯が募集された上で敢行される実態がうかがわれます。

また、匿名・流動型犯罪グループによるものと思われる手口により敢行された強盗・窃盗等は、従来のものとは性質が異なり、玄関や窓を叩き割って侵入し、被害者に暴行を加えるなどの強硬的な手段を用いることが多くみられます。そのため、住宅の防犯対策について啓発を行う必要があります。

【課題】

(3)防犯パトロール活動への参加者数

通学路などへの地域における見守り活動や防犯パトロール活動の強化の必要性は依然としてあるものの、活動の中心を担う生活安全パトロール隊の参加者は、高齢化や自治会への加入者数の減少により、減少傾向にあるため、新たな担い手づくりが必要です。

(生活安全パトロール隊の参加者数)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
10,443人	10,446人	10,337人	10,059人	7,961人

【課題】

(4)「安全だ(治安が良い)」と思っている市民の割合

暴力団排除の推進や地域による防犯パトロールなどによって、市民意識調査における市政評価では、「防犯、暴力追放運動の推進」が平成27年から9年連続第1位となっています。また、市政要望でも、近年は10位以内から外れるなど、少しずつ治安に対する不安なイメージの改善が進んでいます。今後は、体感治安の更なる改善に向けて、安全・安心なまちをPRするなどイメージアップに向けた取組の継続が必要です。

＜市民意識調査における市政評価(「以前に比べてかなりよくなっている」もの)＞

カッコ内の数字は得点数で、1位3点、2位2点、3位1点として計算

順位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1位	防犯、暴力追放運動の推進 (1,417)	防犯、暴力追放運動の推進 (967)	防犯、暴力追放運動の推進 (831)	防犯、暴力追放運動の推進 (886)
2位	ごみの適正処理とリサイクル (924)	子育て支援の推進(803)	子育て支援の推進(828)	子育て支援の推進(735)
3位	子育て支援の推進(863)	ごみの適正処理とリサイクル (794)	医療・衛生管理体制の充実 (816)	医療・衛生管理体制の充実 (693)
4位	医療・衛生管理体制の充実 (790)	緑のまちづくりの推進 (588)	ごみの適正処理とリサイクル (508)	ごみの適正処理とリサイクル (537)
5位	緑のまちづくりの推進 (767)	医療・衛生管理体制の充実 (536)	緑のまちづくりの推進 (437)	緑のまちづくりの推進 (413)

第3章 計画の目標及び方向性

この計画では、第2次行動計画の取組結果や目標の達成状況及び課題を踏まえ、目指す姿と具体的な目標項目は引き継ぐこととし、既に達成している目標値について、新たな目標値を設定して取り組みます。

1 目指す姿

「日本トップクラスの安全なまち」 及び

「誰もが安心を実感できるまち」 を目指す。

2 具体的な目標

(1) 目指す姿：日本トップクラスの安全なまち

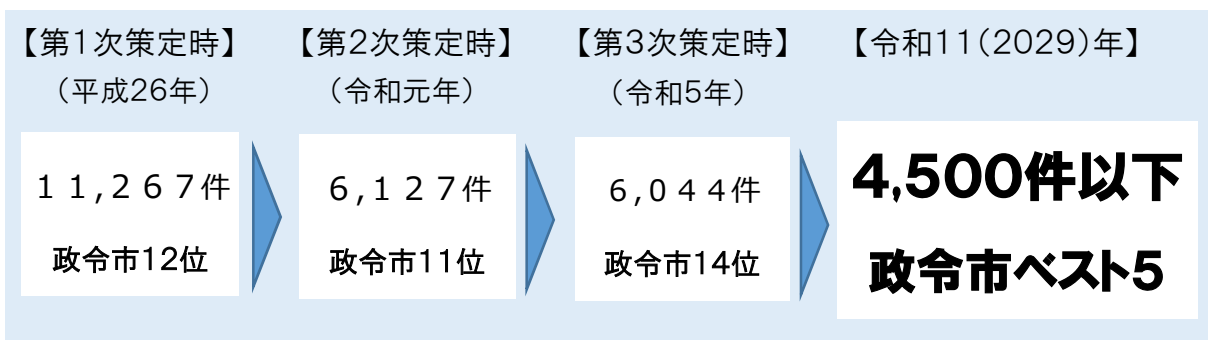
目標	目標値
① 刑法犯認知件数の減少	4,500件以下 (令和5年 6,044件)
	政令市ベスト5 (令和5年 政令市14位)
② 防犯パトロール活動への参加者数の増加	92,000人以上 (令和5年度 83,591人)

(2) 目指す姿：誰もが安心を実感できるまち

目標	目標値
③ 「安全だ(治安が良い)」 と思っている市民の割合の向上	90%以上 (令和5年度 86.8%)

< 日本トップクラスの安全なまち >

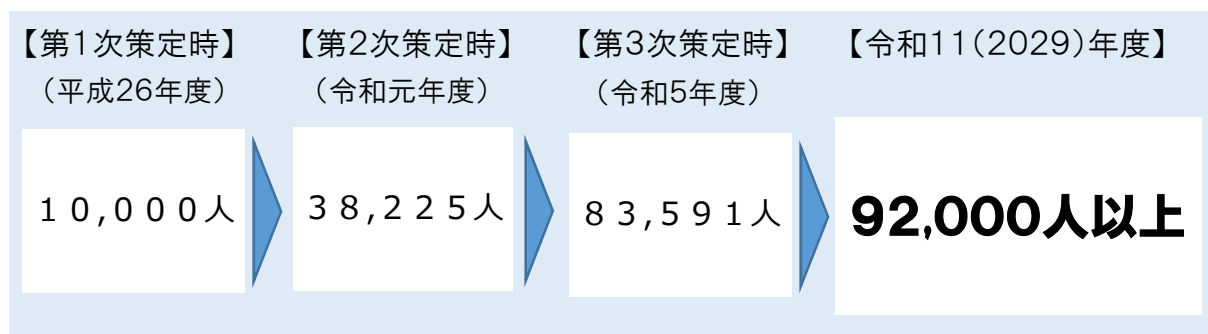
目標① 刑法犯認知件数の減少



北九州市の刑法犯認知件数は、第2次行動計画策定時に掲げた目標の4,500件以下は達成できませんでしたが、第1次行動計画策定時(11,267件)から約46.4%減少しました。

この計画では、安全・安心に配慮した環境整備の推進と併せて、特に件数の多い自転車盗や万引き(令和5年の北九州市の刑法犯認知件数の約3割)の対策や、被害拡大が顕著なニセ電話詐欺(特殊詐欺)、新たな手口として現れたSNS型投資・ロマンス詐欺などの対策を行うことにより、刑法犯認知件数4,500件以下、政令市ベスト5を目指します。

目標② 防犯パトロール活動への参加者数の増加

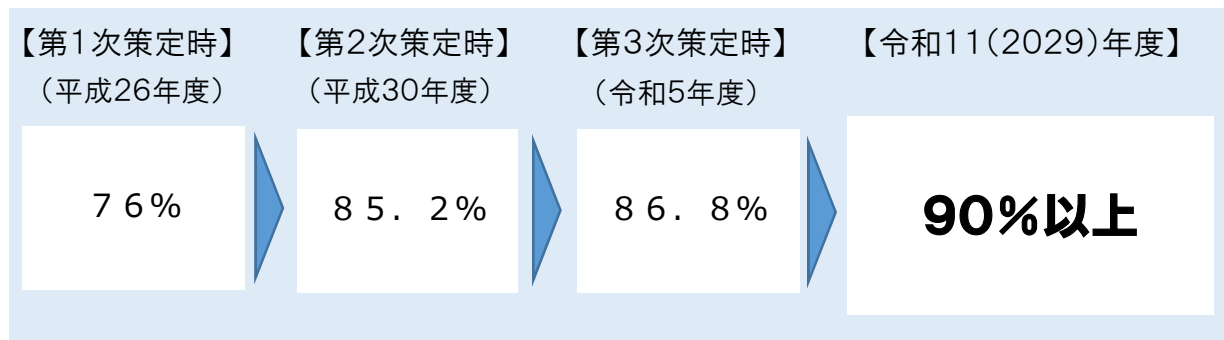


地域の安全・安心の確保は、市民一人ひとりが当事者意識を持ち、「地域を見守る目」を増やすことが重要です。

この計画では、既存の生活安全パトロール隊・パトロールランニング・学生ボランティアといった防犯活動団体間との連携強化に努めるとともに、買い物やウォーキング、営業活動をしながら地域を見守る「ながら見守り」活動や自宅や事業所の窓から登下校中の子どもなどを見守る「窓から見守り」活動を推奨することによって、防犯パトロール活動への参加者数92,000人以上を目指します。

< 誰もが安心を実感できるまち >

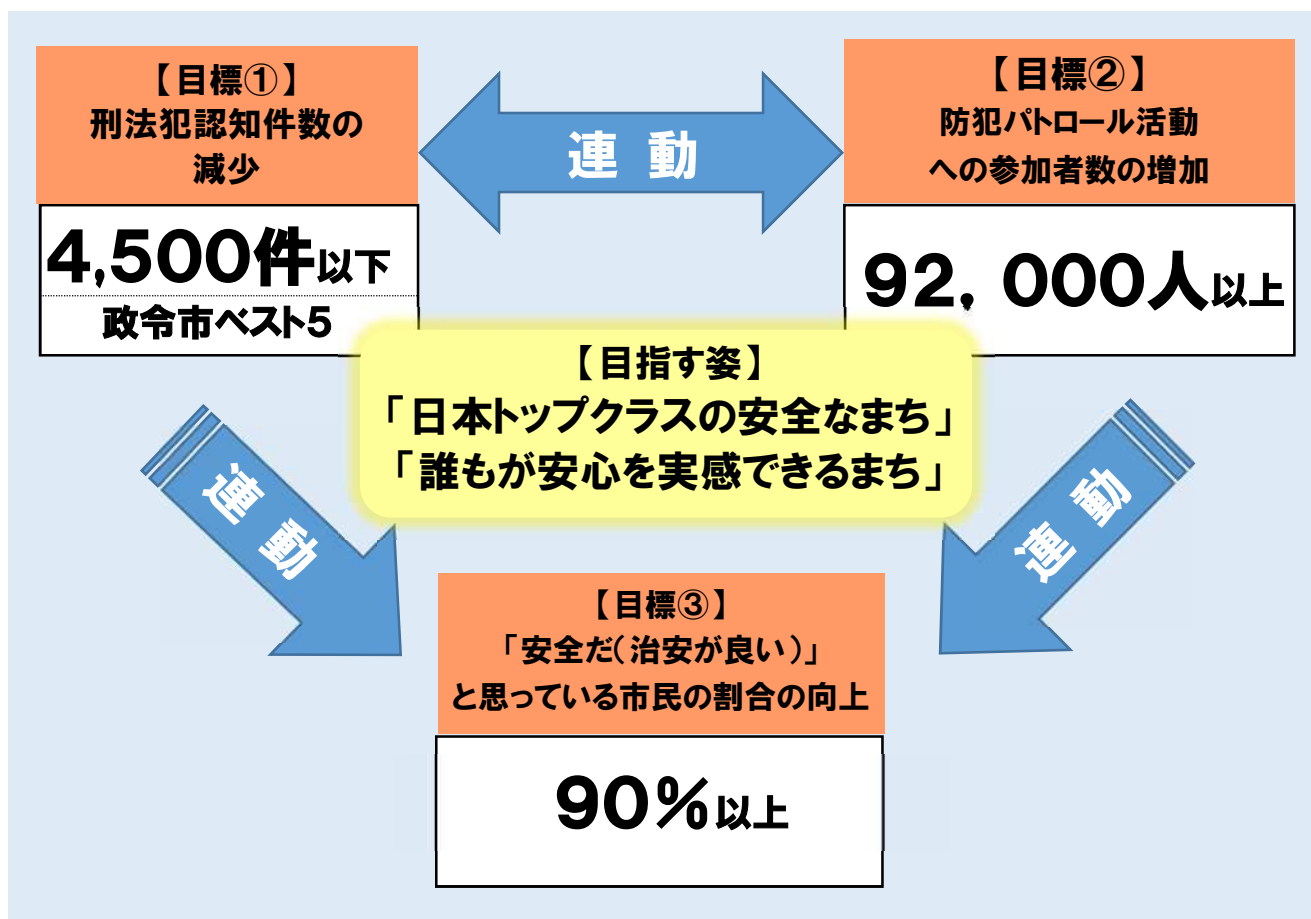
目標③ 「安全だ（治安が良い）」と思っている市民の割合の向上



北九州市は、暴力団情勢が劇的に改善され、「安全なまち」になりましたが、過去の様々な事件等によって傷ついたイメージを改善するまでには至っていません。

この計画では、引き続き、あらゆる機会を捉えて安全・安心に関する取組を情報発信し、イメージの回復に努めることで、「安全だ（治安が良い）」と思う市民の割合90%以上を目指します。

< 3つの目標の関係性イメージ図 >



3 施策の方向性

この計画の目標を実現するため、北九州市安全・安心条例の基本理念に基づき、4つの方向性に沿って、施策を推進していきます。また、特に配慮すべき対象者については、それぞれ特性に合わせた施策を推進していきます。

■方向性Ⅰ 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進

安全・安心なまちづくりを推進していくためには、市民一人ひとりが、当事者意識を持って防犯活動をはじめとした、安全・安心に資する取組を自発的に行っていくことが不可欠です。

市民等は、安全・安心の確保について自ら知識を深め、主体的に行動することが求められています。このため、市民等自らが「自分たちのまちは自分たちが守る」という意識の醸成を図るなど、安全・安心なまちづくりのための取組が円滑に推進されるよう、市は広報啓発や情報提供をはじめ、必要な支援を行います。

(1) 安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等

【主な施策】

- 安全・安心に関する意識の高揚
- 安全・安心なまちづくりの新たな担い手の育成
- 交通安全の推進
- 暴力団の排除の推進
- 迷惑行為の防止の推進
- 消費生活等に関する安全・安心の推進(※)
- 自転車盗・万引き行為防止対策の推進

- …重点的に取り組む施策
- …継続して取り組む施策

＜新たな施策＞

※詐欺被害・犯罪加担行為防止の取組（主な事業はP31、33、48参照）

近年、特殊詐欺の被害額及び被害件数が増加しています。さらに、SNS型投資詐欺やロマンス詐欺など新たな手口による被害も広がっており、喫緊の課題となっています。

そこで、この計画では、これらの犯罪に対する取組を警察や関係団体等と連携して進めていきます。

■方向性Ⅱ 安全・安心な環境の構築

安全・安心な環境を構築するには、市民が互いに支え合い思いやる良好な地域社会の形成(ソフト面)と、安全・安心に配慮した環境整備(ハード面)の双方を充実させることが効果的です。

地域に住む誰もが自分の住む地域のことを考え、絆や助け合いを大事にする良好な地域社会を形成するため、市は、安全・安心に関する活動の参加者拡大を支援するなどして、地域における安全・安心に関する活動を促進していきます。

また、安全・安心に配慮した公共施設の整備や管理を行い、防犯カメラの普及促進に向けた取組を行うなど、犯罪の起こりにくい安全・安心な環境の構築を図ります。

(1) 地域における安全・安心に関する活動の推進(ソフト面)

- 地域活動の推進
- 地域の防災力の強化
- 子どもの見守り活動の推進
- 青少年の非行等を生まない環境の構築
- 性暴力を根絶するための取組の推進

- …重点的に取り組む施策
- …継続して取り組む施策

(2) 安全・安心に配慮した環境の整備(ハード面)

- 安全・安心に配慮した環境の構築
- 通学路等の安全確保
- 空き家及び空き地の適正管理
- 風水害対策の推進
- 公共施設等の耐震化・長寿命化の推進

■方向性Ⅲ 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実

市民等が、安全・安心を実感するには、犯罪などの安全・安心を脅かす事態の発生を防ぐとともに、そうした事態が発生した場合に備え、相談窓口や被害者等への支援体制の充実が重要です。

このため、相談者が分かりやすく、利用しやすい窓口の十分な周知を図っていきます。

一方、全国の検挙者に占める再犯者の割合は、令和4(2022)年に47.9%となっており、安全・安心な社会の実現には、再犯防止対策が必要不可欠となっていることから、犯罪をした者の立ち直り支援にも取り組んでいきます。

また、市は、関係機関と連携し、青少年等の非行等に関する相談及び立ち直りのための修学支援・就労支援の充実を図ります。

(1) 青少年等の非行等からの立ち直り支援

○非行等からの立ち直り支援の推進

●犯罪をした者の立ち直り支援

●…重点的に取り組む施策

○…継続して取り組む施策

(2) 安全・安心に関する相談及び支援体制

●安全・安心相談窓口の充実

○犯罪被害者等の支援体制の充実

●安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実

<新たな施策>

※元暴力団員の社会復帰対策推進事業（主な事業はP30、39参照）

北九州市があらゆる事業を行っていくうえで基礎となる「安全・安心」にかかる都市イメージの刷新には、「暴力団の壊滅」が必要不可欠です。そのため、組織離脱を考えている暴力団構成員やその家族などからの相談を受け付け、組織離脱を後押しし、就労先での定着化の促進を図ります。

そして、警察による事件検挙と両輪で元暴力団員の社会復帰を推進していきます。

（なお、本補助事業の対象は、北九州市に拠点を置く指定暴力団の構成員に限る。）

■方向性Ⅳ 安全・安心な都市イメージの発信

インターネットを利用したソーシャルメディアの普及が進み、誰もが手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる環境にあって、北九州市のこれまでの安全・安心に関する情報や取組とともに、北九州市独自の魅力を発信することが重要です。

このため、市民等への安全・安心に関する情報提供をはじめ、安全・安心なまちづくりに関する取組等について、積極的に情報発信を行っていきます。

また、過去の凶悪事件等によって傷ついたイメージの改善に向け、数値やビジュアルを活用して安全・安心なまち北九州を内外に向けて積極的に発信していきます。

（１）安全・安心に関する情報の提供

○安全・安心に関する情報の提供

●…重点的に取り組む施策
○…継続して取り組む施策

（２）安全・安心なまち北九州市の情報発信

●都市のイメージアップに資する情報の発信

○北九州市安全・安心条例の普及・啓発活動の推進

■特に配慮すべき対象への安全対策

子ども、女性、高齢者及び障害のある人は「犯罪における弱者」と言われることもあり、それぞれを対象とした犯罪等の特性に配慮した取組が必要です。

（１）子どもの安全対策

インターネットを悪用した子どもを狙った犯罪、親による虐待、子どもが犠牲となる交通事故の発生など、子どもを取り巻く環境は依然厳しいものとなっています。子どもは犯罪から身を守るために必要な知識や経験に乏しい上に、体力的・精神的にも未成熟であることから、北九州市の将来を担う子どもたちが、安全・安心で健やかに育っていくため、総合的な取組が重要です。

- 安全・安心に関する意識の高揚
- 子どもの見守り活動の推進
- 青少年の非行等を生まない環境の構築
- 通学路等の安全確保
- 非行等からの立ち直り支援の推進
- 安全・安心相談窓口の充実

- …重点的に取り組む施策
- …継続して取り組む施策

（２）女性の安全対策

ストーカー事件や性犯罪をはじめ、夫婦間や恋人間のDVなど、女性が被害者となる事案は、ひとたび被害に遭った場合の心身に与える影響は深刻なことも多いため、女性が事件事故に巻き込まれることなく、安全で安心して暮らせるよう、被害防止に向けた取組の強化及び被害を受けた方等への支援体制・相談体制の整備が重要です。

- 安全・安心に関する意識の高揚
- 安全・安心相談窓口の充実
- 犯罪被害者等の支援体制の充実

（３）高齢者の安全対策

高齢者が、交通事故や消費者トラブルの被害者となるケースが後を絶ちません。

高齢者率の高い北九州市では、高齢者の事件・事故の防止に向けて、特に配慮した取組が必要です。

運転に不安がある高齢者に対しては、運転免許証自主返納の支援を行うなど、高齢者の交通事故を防止するために、更なる取組の強化が重要です。

- 安全・安心に関する意識の高揚
- 交通安全の推進

- 消費生活等に関する安全・安心の推進
- 地域の防災力の強化
- 安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実

(4) 障害のある人の安全対策

障害のある人が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、引き続き防災対策やバリアフリー化の推進など、障害のある人に配慮した施策の推進が重要です。

- 安全・安心に関する意識の高揚
- 地域の防災力の強化
- 安全・安心に配慮した環境の構築
- 安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実

4 計画の体系図

この計画の体系図は、次のとおりです。

計画の体系図

【凡例】 ●…重点的に取り組む施策・事業
○…継続して取り組む施策・事業

※新規は下線

令和11年度までの目標		目指す姿	目標値
		(1) 日本トップクラスの安全なまち	① 刑法犯認知件数を <u>4,500件以下・政令市ベスト5</u> にする。
		(2) 誰もが安心を実感できるまち	② 防犯パトロール活動への参加者（市民、事業者、大学生などの参加）を <u>92,000人以上</u> にする。 ③ 「安全だ(治安が良い)」と思っている市民の割合を <u>90%以上</u> にする。
条例の目的	方向性・取り組みの方針	主 な 施 策	主 な 事 業
「安全・安心なまちづくり」を次の世代に継承する。 「安全・安心を実感することができるところ」を実現し、	I 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進 (1) 安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等	●安全・安心に関する意識の高揚 ●安全・安心なまちづくりの新たな担い手の育成 ●交通安全の推進 ○暴力団の排除の推進 ○迷惑行為の防止の推進 ●消費生活等に関する安全・安心の推進 ●自転車盗・万引き行為防止対策の推進	●子どもと女性の「防犯力アップ」事業 ○市場・商店街等の防火対策の推進 ●新たな防犯活動の推進 ●学生安全・安心ボランティア活動の推進 ●交通安全推進事業 ●高齢運転者の交通安全対策 ○自転車交通安全の啓発推進 ○元暴力団員の社会復帰対策推進事業 ●若者の犯罪行為への加担防止啓発事業 ○民間事業者による啓発活動 ●客引き行為等の適正化に関する条例推進事業 ○消費者啓発の推進 ●詐欺被害・犯罪加担行為防止の取組 ●自転車盗・万引き行為防止のための啓発活動 など
	II 安全・安心な環境の構築 (1) 地域における安全・安心に関する活動の推進（ソフト面） (2) 安全・安心に配慮した環境の整備（ハード面）	●地域活動の推進 ○地域の防災力の強化 ○子どもの見守り活動の推進 ○青少年の非行等を生まない環境の構築 ●性暴力を根絶するための取組の推進 ●安全・安心に配慮した環境の構築 ●通学路等の安全確保 ●空き家及び空き地の適正管理 ○風水害対策の推進 ○公共施設等の耐震化・長寿命化の推進	●地域防犯対策事業 ○生活安全パトロール隊支援事業 ○みんな de Bousai まちづくり推進事業 ○スクールヘルパーの配置 ○北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業 など ●性暴力被害者等に対する総合相談窓口の設置 ●性暴力根絶等に関する教育活動 ●防犯カメラの普及促進に向けた取組の推進 ○道路照明のLED化 ●通学路の安全対策の強化 ●通学路防犯灯の充実 ●不審者の学校侵入対策 ●空き家対策事業 ○アンダーパスの事故防止対策 ○居住誘導促進事業 ○盛土の安全対策 ○上下水道の地震等対策推進事業 など
	III 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実 (1) 青少年等の非行等からの立ち直り支援 (2) 安全・安心に関する相談及び支援体制	○非行等からの立ち直り支援の推進 ●犯罪をした者の立ち直り支援 ●安全・安心相談窓口の充実 ○犯罪被害者等の支援体制の充実 ●安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実	○協力雇用主と連携した就労支援 ○非行防止活動の推進 ○不登校対策の充実 ○触法障害者支援事業 ○セーフティネット住宅の登録の促進 など ●安全・安心総合相談ダイヤル事業 ○犯罪被害者等支援事業 ●防災拠点の整備 ○あんしん通報システム など
	IV 安全・安心な都市イメージの発信 (1) 安全・安心に関する情報の提供 (2) 安全・安心なまち北九州市の情報発信	○安全・安心に関する情報の提供 ●都市のイメージアップに資する情報の発信 ○北九州市安全・安心条例の普及・啓発活動の推進	○災害に関する情報の提供 ○犯罪発生状況の情報提供 など ●都市イメージの向上 ○情報発信・取材協力事業 ○北九州市安全・安心条例普及・啓発事業 など
特に配慮する対象		子どもの安全対策 女性の安全対策 高齢者の安全対策 障害のある人の安全対策	

第4章 計画の主な事業

【凡例】

 …特に重点的に取り組む事業

方向性Ⅰ 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進

1 安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等

(1) 安全・安心に関する意識の高揚

1	防災訓練の実施	各区の地域特性に応じた防災訓練を実施し、地域住民の防災意識の高揚と区における防災体制の充実を図る。
	危機管理室 危機管理課	
2	男女共同参画基本計画推進事業（配偶者等からの暴力対策事業）	配偶者や恋人等、親しい関係にある人からの暴力は重大な人権侵害であることを誰もが認識し、暴力を容認しない意識の醸成のため、広報・啓発事業を行うとともに、「北九州市DV 対策関係機関連絡会議」の開催など情報交換等を行い、関係機関の連携強化を図る。
	総務市民局 女性の輝く社会推進室	
3	安全・安心条例行動計画推進事業	この計画の目標となる北九州市の刑法犯認知件数の減少のため、特に件数の多い罪種である自転車盗等に焦点を当て、警察、関係団体等と連携し、市民等の防犯意識の向上に取り組む。
	総務市民局 安全・安心推進課	
4	子どもと女性の「防犯力アップ」事業	「地域安全マップづくり」や防犯の専門家（日本ガーディアン・エンジェルス）による体験型セミナーに加え、子どもを見守る立場にある教員や保護者を対象とした「見守りセミナー」を通じて、子どもや女性の防犯意識や危機回避能力の向上を図る。
	総務市民局 安全・安心推進課	
5	北九州市「暴力追放・安全安心まちづくり」市民大会	北九州市における暴力団排除機運の醸成を図るとともに、地域で自主防犯活動を行う団体を顕彰し、安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進を図る。
	総務市民局 安全・安心推進課	

6	児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応及び児童への支援のための連携強化	児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び適切な支援を行うために、要保護児童対策地域協議会などを通じて、関係機関との連携強化を図るとともに、関係職員等に対する研修会の実施や市民啓発などに努める。 併せて、児童相談所へ通告・相談のできる全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」を広く周知する。
	子ども家庭局 子育て支援課・子ども総合センター	
7	住宅防火対策の推進	高齢者・障害のある人等への訪問活動を行い、防火・防災啓発の普及を図るとともに、火災及び焼死事故等の防止に努める。
	消防局 予防課	
8	市場・商店街等の防火対策の推進	ひとたび火災が発生すれば、火災が大規模化するおそれの高い市場・商店街等の地域に対して、防火啓発や指導を強化するとともに、地域や警察等と一体となった取組を推進する。
	消防局 予防課	

(2) 安全・安心なまちづくりの新たな担い手の育成

1	新たな防犯活動の推進	買い物やウォーキング又は営業活動等の日常生活の中で、「防犯の視点」を持って、地域の子ども、女性、高齢者などの見守りを行う「ながら見守り」活動を推進する。
	総務市民局 安全・安心推進課	
2	学生安全・安心ボランティア活動の推進	市内で活動する学生ボランティアが一堂に会し交流を深める連絡会議や、防犯活動に必要な知識を習得する防犯アカデミー（防犯リーダー養成講座）を開催する。
	総務市民局 安全・安心推進課	

(3) 交通安全の推進

1	交通安全推進事業	交通安全計画に基づき啓発等を実施する。生涯にわたる交通安全教育及び効果的な広報啓発活動により、市民に広く交通安全思想を普及し、交通事故防止を図る。
	総務市民局 安全・安心推進課	
2	高齢運転者の交通安全対策	高齢運転者の個々の特性に応じて、安全運転の継続の支援や、運転に不安がある方に対しては運転免許証自主返納の支援を行い、高齢運転者による事故の防止に取り組む。
	総務市民局 安全・安心推進課	

3	自転車交通安全の啓発推進	自転車利用者の安全運転に関する意識の高揚を図るため、中学生を対象とした自転車交通ルール検定の実施等、自転車のルール・マナーの啓発強化や保険の加入促進に取り組む。また、ヘルメットの着用（努力義務）について、周知・啓発を行う。
	総務市民局 安全・安心推進課	

（４）暴力団の排除の推進

1	暴力追放の推進	市の事業からの暴力団排除をはじめ、暴力追放大会の実施や市民等への支援等、警察等との連携を深め、官民一体となった暴追活動を強化する。
	総務市民局 安全・安心推進課	
2	暴力団事務所撤去運動支援事業	市民等による暴力団排除の自主的な取組を支援し、社会全体での暴力団排除機運を更に高め、浸透させていくため、福岡県の制度と連携して、暴力団事務所として事務所を使わないための市民運動・住民訴訟等の実施費用を補助する。
	総務市民局 安全・安心推進課	
3	元暴力団員の社会復帰対策推進事業	暴力団員の離脱・就労支援に関する相談窓口を設置するとともに、暴力団離脱者を雇用した事業者に対し、同離脱者の資格等取得費用、引越費用の一部を補助することで、離脱・就労を促進し、暴力団の弱体化を図る。
	総務市民局 安全・安心推進課	
4	若者の犯罪行為への加担防止啓発事業	若者による犯罪行為への加担を防止するため、広報啓発物（チラシ等）の作成及び犯罪行為への関与が予見される対象者に対してターゲット広告を使った啓発を実施し、犯罪行為の未然防止を図る。
	総務市民局 安全・安心推進課	

（５）迷惑行為の防止の推進

1	モラル・マナーアップ関連条例推進事業	モラル・マナーアップ関連条例の周知・啓発や重点地区における巡視活動などに取り組み、市民のモラル・マナーアップを図る。
	総務市民局 安全・安心推進課	
2	民間事業者による啓発活動	外国人技能実習生に対する交通ルール遵守の教育や従業員向けのモラル・マナーアップ啓発に取り組むよう関係団体を通じて働きかけを行う。
	総務市民局 安全・安心推進課	

3	客引き行為等の適正化に関する条例推進事業	北九州市客引き行為等の適正化に関する条例の周知・啓発や禁止地区における巡視活動などに取り組み、公共の場所の安全・快適な通行及び利用を実現し、北九州市の魅力と活力の向上を図る。
	総務市民局 安全・安心推進課	

(6) 消費生活等に関する安全・安心の推進

1	消費者啓発の推進	悪質化・巧妙化する消費者被害や二セ電話詐欺等を未然に防止するため、消費者自身が危機回避する行動や被害にあった場合の適切な対処法を身につけるため、北九州市消費者教育推進計画の策定や啓発事業等を実施する。
	総務市民局 消費生活センター	
2	詐欺被害・犯罪加担行為防止の取組	二セ電話詐欺など詐欺被害を未然に防止するための電話機購入助成事業や、若者が詐欺事案などに加担しないための啓発事業等を実施する。 また、SNS型投資・ロマンス詐欺など、新たな手口の詐欺被害を防止するため、警察と連携して広報啓発を実施する。
	総務市民局 安全・安心推進課	

(7) 自転車盗・万引き行為防止対策の推進

1	自転車盗・万引き行為防止のための啓発活動	警察、関係団体等と連携し、自転車盗や万引き犯罪の調査・分析を行い、対象を絞った上でリーフレット作成・配布等による啓発活動を実施することで、市民等の防犯意識の向上に取り組む。 また、自転車盗抑止のための防犯カメラ設置を検討する。
	総務市民局 安全・安心推進課	
2	Keeple（キープル）活動への協力	小倉都心部において、自転車の盗難防止に向けて駐輪場の利用促進や違法駐輪の防止などを目的に、北九州市立大学生が中心となって実施している啓発活動（Keeple 活動）への協力を行う。
	都市整備局 道路維持課	

方向性Ⅱ 安全・安心な環境の構築

1 地域における安全・安心に関する活動の推進（ソフト面）

（1）地域活動の推進

1	地域防犯対策事業	市民の自主防犯意識の醸成を図るとともに、地域の自主防犯活動への支援等を行い、「安全・安心なまち北九州市」の実現を図る。
	総務市民局 安全・安心推進課	
2	生活安全パトロール隊支援事業	安全で安心して暮らせるまちづくりのために、地域の防犯パトロールや子どもの見守り活動等の自主防犯活動を行っている生活安全パトロール隊への物品更新を支援する。
	総務市民局 安全・安心推進課	

（2）地域の防災力の強化

1	みんな de Bousai まちづくり推進事業	災害から命を守りぬくために、自ら命を守る「自助」意識の醸成や地域で助け合う「共助」の風土づくりなどによる地域防災力の向上を目指して、地区防災計画づくりを支援するとともに、地域防災の担い手の育成に取り組む。
	危機管理室 危機管理課	
2	避難行動要支援者避難支援事業	家族から避難の支援が得られないことや自力で避難することが困難な高齢者・障害のある人（避難行動要支援者）の名簿を作成し、地域へ情報を提供するとともに、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成するよう支援することで、災害時の自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進する。
	危機管理室 危機管理課	
3	自主防災活動の推進	「市民防災会」の防災委員等（校区会長、町内会長、組・班長等）を対象とした防災リーダー研修や訓練指導等による支援・指導を継続し、市民の自助・共助意識の醸成を図る。
	消防局 予防課	

（3）子どもの見守り活動の推進

1	地域防犯対策事業（再掲）	市民の自主防犯意識の醸成を図るとともに、地域の自主防犯活動への支援等を行い、「安全・安心なまち北九州市」の実現を図る。
	総務市民局 安全・安心推進課	

2	スクールヘルパーの配置	保護者や地域の方等を「スクールヘルパー」として学校に配置登録し、様々な知識や経験を活かしながら、学校の教育活動を支援する。
	教育委員会 学校教育課	

(4) 青少年の非行等を生まない環境の構築

1	北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業	子どもの安全を守る「はいかい防止声かけネットワーク」や「就労支援」への取組を強化するなど、青少年の非行防止施策を総合的かつ積極的に展開する。
	子ども家庭局 子ども若者育成課・子ども総合センター、 総務市民局 安全・安心推進課、 保健福祉局 地域医療課・医務薬務課 教育委員会 生徒指導課	
2	詐欺被害・犯罪加担行為防止の取組（再掲）	二セ電話詐欺など詐欺被害を未然に防止するための電話機購入助成事業や、若者が詐欺事案などに加担しないための啓発事業等を実施する。 また、SNS型投資・ロマンス詐欺など、新たな手口の詐欺被害を防止するため、警察と連携して広報啓発を実施する。
	総務市民局 安全・安心推進課	

(5) 性暴力を根絶するための取組の推進

1	性暴力被害者等に対する総合相談窓口の設置	性犯罪被害者が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び直接的支援を行う「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を福岡県、福岡市と共同で運営し、支援体制の強化を図る。 また、被害者も加害者も生まないための取組として、福岡県の「福岡県性暴力加害者相談窓口」の周知等を行う。
	総務市民局 安全・安心推進課	
2	性暴力被害者支援等に関する広報・啓発等	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」のポスターやチラシ、カード等の広報物を市内公共施設に掲示・配架するとともに、市内転入者へ配布を行う。
	総務市民局 安全・安心推進課	
3	性暴力根絶等に関する教育活動	「性差別等人権に関する教育」、「体や性の仕組みに関する教育」、「性に関する心理学的見地からの教育」、「性暴力及び性被害の実情等に関する教育」などの総合的な教育を、児童・生徒の発達段階に応じて行う。
	教育委員会 生徒指導課	

2 安全・安心に配慮した環境の整備（ハード面）

（１）安全・安心に配慮した環境の構築

1	防犯灯関連事業	夜間における犯罪の発生防止や通行の安全を図るため、防犯灯の整備を行うとともに、防犯灯のＬＥＤ化を促進する。また、地域が設置する防犯灯の設置費を一部補助する。
	総務市民局 安全・安心推進課	
2	防犯カメラの普及促進に向けた取組の推進	北九州市安全・安心条例に基づき、犯罪の起こりにくい安全・安心な環境を構築するため、市民等への防犯カメラの普及促進に向けた取組を推進する。
	総務市民局 安全・安心推進課	
3	安全で快適な歩行空間の整備	すべての人が安全で快適に歩行できるよう、歩道の新設や拡幅、段差の解消を行うなど、利用しやすい歩行空間の整備を進める。
	都市整備局 道路計画課	
4	バリアフリー等の公園づくり	高齢者や障害のある人など、誰もが安全で快適に利用できる公園づくりをめざすために、公園内のバリアフリー化等を推進する。
	都市整備局 みどり公園整備課	
5	道路照明のＬＥＤ化	夜間における交通事故の防止や通行の安全を図るため、道路照明の整備を行うとともに、ＬＥＤ化を促進する。
	都市整備局 道路維持課	

（２）通学路等の安全確保

1	通学路の安全対策の強化	児童が安全に通学できる環境を整えるため、「北九州市通学路交通安全プログラム」に基づき、教育委員会や学校関係者、警察と一体となって、通学路の安全対策を推進する。
	都市整備局 道路計画課	
2	通学路防犯灯の充実	犯罪等の防止や子どもをはじめとして市民が、より安全で安心して通行できるよう通学路の防犯灯の充実に向けた取組を推進する。
	総務市民局 安全・安心推進課	
3	不審者の学校侵入対策	市内の小中学校等に防犯カメラを設置し、不審者による侵入・事件発生を未然に防ぎ、児童生徒及び教職員の安全・安心な学習環境の確保を図る。
	教育委員会 生徒指導課	

(3) 空き家及び空き地の適正管理

1	空き家対策事業	北九州市空家等対策計画や北九州市空家条例に基づき、空き家対策の3本柱である「空き家の発生予防啓発」、「空き家の活用促進」、「老朽空き家の除却等の促進」に取り組む。
	都市戦略局 空き家活用推進課	

(4) 風水害対策の推進

1	アンダーパスの事故防止対策	ポンプや冠水警報装置等の点検・管理を着実にを行うとともに、市民への啓発を推進する。
	都市整備局 道路維持課	
2	河川改修事業の推進	浸水被害を抑制するため、治水事業の根幹となる河川改修を推進する。
	都市整備局 河川整備課	
3	浸水対策事業の推進	雨に強い安全・安心なまちづくりを目指し、計画的な雨水整備を着実に推進する。
	上下水道局 下水道計画課	
4	居住誘導促進事業	持続可能な都市経営の実現に向けた取組の一つとして、区域区分見直しにより市街化調整区域に編入を行った地域等からバス路線沿線など公共交通の利便性の高いまちなか（居住誘導区域）への移転に係る費用の一部を補助する。
	都市戦略局 都市計画課	
5	盛土等の安全対策	盛土等による災害を防止するため、安全な盛土等の整備や監視・指導などに取り組みます。
	都市戦略局 開発指導課	

(5) 公共施設等の耐震化・長寿命化の推進

1	橋梁・トンネルの長寿命化への計画的な取組	効率的かつ効果的な施設の維持管理を図るため、アセットマネジメントの考え方を取り入れ、定期的な点検結果に基づき、橋梁・トンネルの状態に応じた修繕工事を行うなど、施設を長持ちさせる維持管理を推進する。
	都市整備局 道路維持課	
2	民間建築物耐震改修費等補助事業	民間建築物の耐震化を促進するため、一定の要件に該当する木造住宅やマンション、多数の市民が利用する特定建築物等の耐震化及びブロック塀等の除却に要する費用の一部を補助する。
	都市戦略局 建築指導課	

3	海岸（高潮）事業	災害に強い都市づくりの一環として、高潮等の災害から市民の生命や財産を守るために、臨海部において護岸整備を行う。（新門司北地区）
	港湾空港局 整備課	
4	上下水道の地震等対策推進事業	自然災害や老朽化による漏水事故を未然に防ぐ対策として、経年劣化した水道施設の更新や耐震化を計画的に実施するとともに、災害等の発生時でも安定した給水体制を確保するため、送水管の整備等によるバックアップ機能の強化にも取り組む。 また、地震時においても下水道の機能を確保するための耐震化を推進する。
	上下水道局 計画課、浄水課、下水道保全課、施設課	

方向性Ⅲ 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実

1 青少年等の非行等からの立ち直り支援

(1) 非行等からの立ち直り支援の推進

1	北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業（再掲）	子どもの安全を守る「はいかい防止声かけネットワーク」や「就労支援」への取組を強化するなど、青少年の非行防止施策を総合的かつ積極的に展開する。
	子ども家庭局 子ども若者育成課・子ども総合センター、総務市民局 安全・安心推進課、保健福祉局 地域医療課・医務薬務課 教育委員会 生徒指導課	
2	協力雇用主と連携した就労支援	非行歴のある青少年の就職促進やその受け皿となる協力雇用主の拡充を、福岡保護観察所と協働しながら図っていく。また、協力雇用主が、雇用した少年から損害を受けた場合の「見舞金」制度や「立ち直りを目指す非行少年への就労促進住居確保支援事業」などを実施することで、協力雇用主活動への支援と理解促進を推進する。
	子ども家庭局 子ども若者育成課	
3	非行少年の立ち直り支援と体制強化	非行少年の立ち直りと自立を促進するため、学校、警察、地域等と連携して非行少年及びその家庭への支援を積極的に行う。また、教育委員会や警察等の関係機関と非行相談連絡会議を定例開催し、教育・福祉の視点に立った取組を実施する。
	子ども家庭局 子ども総合センター	
4	ネットトラブル等の防止	インターネット上のサイトにおいて、児童生徒によるいじめや非行行為等の不適切な書き込み等の実態を把握し、ネットトラブル等の早期解決と未然防止に関する指導を推進する。スマートフォン等の使用方法については、北九州市 PTA 協議会などとも連携し、家庭でのルールづくりを推進する。また、教職員の対応力向上のための研修や保護者等へのリーフレットを作成・配布するなど啓発を行う。
	教育委員会 生徒指導課	
5	非行防止活動の推進	北九州市いじめ・非行防止連絡会議において、いじめや非行防止等に関係する機関・団体との連携を図るとともに、学校警察連絡協議会による街頭補導や薬物乱用防止教室、規範意識育成教室等の実施により、児童生徒の健全な育成を図る。
	教育委員会 生徒指導課	

6	不登校対策の充実	不登校は児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、ふれあい合宿・不登校児童生徒療育キャンプの実施、長期欠席対策検討会議の運営、小中連携の研修会や取組の強化など、事案の未然防止・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。
	教育委員会 生徒指導課	
7	いじめ対策の充実	いじめは児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、未然防止に取り組むとともに事案の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。「北九州市いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ問題に係る各種取組の実施により、いじめの状況把握、分析及び調査研究並びに関係機関との連携等により、いじめ問題の解決を図る。
	教育委員会 生徒指導課	
8	スクールソーシャルワーカーの活用	不登校や虐待等、問題を抱える児童生徒に対して、背景となっている家庭環境へ福祉的手法で支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、支援体制の充実を図る。
	教育委員会 生徒指導課	

(2) 犯罪をした者の立ち直り支援

1	社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない明るい地域社会を築くため、街頭キャンペーンなど、法務省主唱の運動を推進する。
	保健福祉局 総務課	
2	生活困窮者自立支援事業	生活困窮に至るおそれのある人の自立を促進するため、本人の状態に応じた包括的な相談支援等を実施する。
	保健福祉局 地域福祉推進課	
3	依存症対策事業	薬物等の依存に苦しむ当事者に対し、回復支援のための具体的なプログラムを提供し、抱えている問題の軽減を図る。
	保健福祉局 精神保健福祉センター	
4	触法障害者支援事業	触法障害者に対して、逮捕・拘留時から速やかに支援を開始するとともに、犯罪行為を繰り返すことのないよう、司法・福祉・就労等の関係機関と連携して伴走型支援を実施する。
	保健福祉局 障害者支援課	

5	セーフティネット住宅の登録の促進	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を北九州市に登録する制度について、不動産関係団体等と連携して、制度の普及及び登録を促進する。
	都市整備局 住宅計画課	
6	市営住宅における住宅困窮者への入居支援	市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に賃貸しており、連帯保証人が無くても入居可能である。特に、先着順募集及び常時募集については、市外在住者や18歳以上の若年単身者の入居を可能としており、入居要件を緩和することで入居支援に取り組む。
	都市整備局 住宅管理課	

2 安全・安心に関する相談及び支援体制

(1) 安全・安心相談窓口の充実

1	民事介入暴力相談事業	民事介入暴力相談員を配置し、民事介入暴力等の相談に応じ、相談者の問題解決を図る。
	総務市民局 安全・安心推進課	
2	安全・安心総合相談ダイヤル事業	市民生活の身近な安全・安心に関する相談を受け付ける「安全・安心総合相談ダイヤル」を円滑に運用し、市民等の相談機会の充実と不安感解消を図る。
	総務市民局 安全・安心推進課	
3	子ども・家庭相談コーナー運営事業	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、ひとり親家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行い、関係機関との連携を行う。
	子ども家庭局 子育て支援課	
4	児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応及び児童への支援のための連携強化（再掲）	児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び適切な支援を行うために、要保護児童対策地域協議会などを通じて、関係機関との連携強化を図るとともに、関係職員等に対する研修会の実施や市民啓発などに努める。 併せて、児童相談所へ通告・相談のできる全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」を広く周知する。
	子ども家庭局 子ども総合センター	

5	元暴力団員の社会復帰対策推進事業（再掲）	暴力団員の離脱・就労支援に関する相談窓口を設置するとともに、暴力団離脱者を雇用した事業者に対し、同離脱者の資格等取得費用、引越費用の一部を補助することで、離脱・就労を促進し、暴力団の弱体化を図る。
	総務市民局 安全・安心推進課	

（２）犯罪被害者等の支援体制の充実

1	犯罪被害者等支援事業	「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」及び「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を福岡県、福岡市と共同で設置・運営し、犯罪被害者等の支援体制の強化を図る。
	総務市民局 安全・安心推進課	
2	暴力団事務所撤去運動支援事業（再掲）	市民等による暴力団排除の自主的な取組を支援し、社会全体での暴力団排除機運を更に高め、浸透させていくため、福岡県の制度と連携して、暴力団事務所として事務所を使わないための市民運動・住民訴訟等の実施費用を補助する。
	総務市民局 安全・安心推進課	
3	性暴力被害者等に対する総合相談窓口の設置（再掲）	性犯罪被害者が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び直接的支援を行う「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を福岡県、福岡市と共同で運営し、支援体制の強化を図る。 また、被害者も加害者も生まないための取組として、福岡県の「福岡県性暴力加害者相談窓口」の周知等を行う。
	総務市民局 安全・安心推進課	
4	性暴力被害者支援等に関する広報・啓発等（再掲）	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」のポスターやチラシ、カード等の広報物を市内公共施設に掲示・配架するとともに、市内転入者へ配布を行う。
	総務市民局 安全・安心推進課	

（３）安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実

1	大規模災害に備えた備蓄整備事業	住民の生命身体を災害から保護するため、大規模災害に備えた非常用の食糧及び飲料水備蓄に加え、避難所生活に配慮した物資等を整備する。
	危機管理室 危機管理課	

2	認知症高齢者等安全確保事業	認知症などにより行方不明となった高齢者の早期発見・早期保護を図るため、「認知症行方不明者等 SOS ネットワークシステム」の運営や、GPS を活用した位置探索サービスの提供、二次元コードを活用した「北九州市見守りシール」の配布により、認知症高齢者等の安全確保に取り組む。
	保健福祉局 認知症支援・介護予防課	
3	救急医療体制の維持・確保	市民が夜間や休日においても、安心して医療を受けられるよう、夜間や休日における救急医療体制の維持・確保を推進する。
	保健福祉局 地域医療課、夜間・休日急患センター、第2夜間・休日急患センター	
4	防災拠点の整備	人口動態や都市構造の変化、災害の大規模化など、消防を取り巻く環境の変化に対応できるよう、防災拠点である消防署・分署の改修等を推進するとともに、消防団活動の拠点であり地域防災の要となる消防団施設を整備する。
	消防局 総務課、消防団課	
5	あんしん通報システム	在宅の高齢者や重度の障害がある人等の家に火災センサーやペンダント型送信機を付加した緊急通報装置を設置し、火災や救急事案等に対し、消防隊や救急隊が迅速な対応を行うとともに、緊急通報に対する民間警備員の駆けつけや医療・福祉スタッフの通年24時間体制の相談対応により、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援を行う。
	消防局 予防課 保健福祉局 長寿社会対策課	

方向性Ⅳ 安全・安心な都市イメージの発信

1 安全・安心に関する情報の提供

(1) 安全・安心に関する情報の提供

1	災害に関する情報の提供	災害に関する情報を迅速に収集し、災害情報の自動配信やホームページへの防災情報の掲載等を行う。
	危機管理室 危機管理課	
2	外国人との共生社会の実現に向けた環境整備事業	災害時等の緊急時に外国人市民に正確な情報を迅速に伝えることなどを含め、多様性が力となる多文化共生の推進に向け事業を実施する。
	政策局 国際政策課	

2 安全・安心なまち北九州市の情報発信

(1) 都市のイメージアップに資する情報の発信

1	都市イメージの向上	新聞、雑誌、テレビ、インターネット等の各種マスメディアへの情報発信を戦略的に行うとともに、映画・ドラマ等のロケ誘致や撮影支援を通じて、北九州市の知名度と都市イメージの向上を図る。
	市長公室 広報戦略課 都市ブランド創造局 MICE・エンターテインメント課	
2	情報発信・取材協力事業	北九州市の知名度と都市イメージの向上を図るため、新聞、雑誌、テレビ、インターネット等のマスメディアを通じて北九州市をPRする。
	市長公室 広報戦略課 都市ブランド創造局 MICE・エンターテインメント課	
3	みんなで創る「映画の街・北九州」ブランド発信事業	「映画の街・北九州」という都市ブランドを市民レベルで共有するとともに、全国に発信するため、支援作品を活用して、映画にゆかりのある市民・事業者が一同に集まるPRイベントを開催する。
	都市ブランド創造局 MICE・エンターテインメント課	
4	海外作品等誘致・支援事業	海外の映画・ドラマ作品の撮影を誘致することにより、北九州市の魅力を海外に発信し、インバウンドを増加させる。さらに、北九州市の映画文化を活用して、アジアの若者に対する北九州市の知名度やイメージの向上を図る。
	都市ブランド創造局 MICE・エンターテインメント課	

(2) 北九州市安全・安心条例の普及・啓発活動の推進

1	北九州市安全・安心条例 普及・啓発事業	北九州市安全・安心条例の制定趣旨・目的等 について理解を深めるための普及・啓発活動 を推進するとともに、安全・安心に関する取 組の成果を積極的に発信する。
	総務市民局 安全・安心推進課	

特に配慮すべき対象への主な安全対策（すべて再掲）

1 子どもの安全対策

（１）安全・安心に関する意識の高揚

1	子どもと女性の「防犯力アップ」事業	「地域安全マップづくり」や防犯の専門家（日本ガーディアン・エンジェルス）による体験型セミナーに加え、子どもを見守る立場にある教員や保護者を対象とした「見守りセミナー」を通じて、子どもや女性の防犯意識や危機回避能力の向上を図る。
	総務市民局 安全・安心推進課	
2	児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応及び児童への支援のための連携強化	児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び適切な支援を行うために、要保護児童対策地域協議会などを通じて、関係機関との連携強化を図るとともに、関係職員等に対する研修会の実施や市民啓発などに努める。 併せて、児童相談所へ通告・相談のできる全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」を広く周知する。
	子ども家庭局 子ども総合センター	

（２）子どもの見守り活動の推進

1	地域防犯対策事業	市民の自主防犯意識の醸成を図るとともに、地域の自主防犯活動への支援等を行い、「安全・安心なまち北九州市」の実現を図る。
	総務市民局 安全・安心推進課	
2	スクールヘルパーの配置	保護者や地域の方等を「スクールヘルパー」として学校に配置登録し、様々な知識や経験を活かしながら、学校の教育活動を支援する。
	教育委員会 学校教育課	

（３）青少年の非行等を生まない環境の構築

1	北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業	子どもの安全を守る「はいかい防止声かけネットワーク」や「就労支援」への取組を強化するなど、青少年の非行防止施策を総合的かつ積極的に展開する。
	子ども家庭局 こども若者育成課・子ども総合センター、 総務市民局 安全・安心推進課、 保健福祉局 地域医療課・医務業務課、 教育委員会 生徒指導課 など	

(4) 通学路等の安全確保

1	通学路の安全対策の強化	児童が安全に通学できる環境を整えるため、「北九州市通学路交通安全プログラム」に基づき、教育委員会や学校関係者、警察と一体となって、通学路の安全対策を推進する。
	都市整備局 道路計画課	
2	通学路防犯灯の充実	犯罪等の防止や子どもをはじめとして市民が、より安全で安心して通行できるよう通学路の防犯灯の充実に向けた取組を推進する。
	総務市民局 安全・安心推進課	
3	不審者の学校侵入対策	市内の小中学校等に防犯カメラを設置し、不審者による侵入・事件発生を未然に防ぎ、児童生徒及び教職員の安全・安心な学習環境の確保を図る。
	教育委員会 生徒指導課	

(5) 非行等からの立ち直り支援の推進

1	非行防止活動の推進	北九州市いじめ・非行防止連絡会議において、いじめや非行防止等に関係する機関・団体との連携を図るとともに、学校警察連絡協議会による街頭補導や薬物乱用防止教室、規範意識育成事業等の実施により、児童生徒の健全な育成を図る。
	教育委員会 生徒指導課	

(6) 安全・安心相談窓口の充実

1	児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応及び児童への支援のための連携強化	児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び適切な支援を行うために、要保護児童対策地域協議会などを通じて、関係機関との連携強化を図るとともに、関係職員等に対する研修会の実施や市民啓発などに努める。 併せて、児童相談所へ通告・相談のできる全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」を広く周知する。
	子ども家庭局 子ども総合センター	

2 女性の安全対策

(1) 安全・安心に関する意識の高揚

1	子どもと女性の「防犯力アップ」事業	「地域安全マップづくり」や防犯の専門家（日本ガーディアン・エンジェルス）による体験型セミナーに加え、子どもを見守る立場にある教員や保護者を対象とした「見守りセミナー」を通じて、子どもや女性の防犯意識や危機回避能力の向上を図る。
	総務市民局安全・安心推進課	
2	男女共同参画基本計画推進事業（配偶者等からの暴力対策事業）	配偶者や恋人等、親しい関係にある人からの暴力は重大な人権侵害であることを誰もが認識し、暴力を容認しない意識の醸成のため、広報・啓発事業を行うとともに、「北九州市DV 対策関係機関連絡会議」の開催など情報交換等を行い、関係機関の連携強化を図る。
	総務市民局 女性の輝く社会推進室	

(2) 性暴力を根絶するための取組の推進

1	性暴力被害者等に対する総合相談窓口の設置	性犯罪被害者が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び直接的支援を行う「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を福岡県、福岡市と共同で運営し、支援体制の強化を図る。 また、被害者も加害者も生まないための取組として、福岡県の「福岡県性暴力加害者相談窓口」の周知等を行う。
	総務市民局 安全・安心推進課	
2	性暴力被害者支援等に関する広報・啓発等	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」のポスターやチラシ、カード等の広報物を市内公共施設に掲示・配架するとともに、市内転入者への配布を行う。
	総務市民局 安全・安心推進課	
3	性暴力根絶等に関する教育活動	「性差別等人権に関する教育」、「体や性の仕組みに関する教育」、「性に関する心理学的見地からの教育」、「性暴力及び性被害の実情等に関する教育」などの総合的な教育を、児童・生徒の発達段階に応じて行う。
	教育委員会 生徒指導課	

(3) 安全・安心相談窓口の充実

1	子ども・家庭相談コーナー 運営事業	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、ひとり親家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行い、関係機関との連携を行う。
	子ども家庭局 子育て支援課	

(4) 犯罪被害者等の支援体制の充実

1	犯罪被害者等支援事業	「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」及び「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を福岡県、福岡市と共同で設置・運営し、犯罪被害者等の支援体制の強化を図る。
	総務市民局 安全・安心推進課	
2	性暴力被害者等に対する総合相談窓口の設置	性犯罪被害者が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び直接的支援を行う「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を福岡県、福岡市と共同で運営し、支援体制の強化を図る。 また、被害者も加害者も生まないための取組として、福岡県の「福岡県性暴力加害者相談窓口」の周知等を行う。
	総務市民局安全・安心推進課	
3	性暴力被害者支援等に関する広報・啓発等	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」のポスターやチラシ、カード等の広報物を市内公共施設に掲示・配架するとともに、市内転入者へ配布を行う。
	総務市民局安全・安心推進課	

3 高齢者の安全対策

(1) 安全・安心に関する意識の高揚

1	住宅防火対策の推進	高齢者・障害のある人等への訪問活動を行い、防火・防災啓発の普及を図るとともに、火災及び焼死事故等の防止に努める。
	消防局 予防課	

(2) 交通安全の推進

1	高齢運転者の交通安全対策	高齢運転者の個々の特性に応じて、安全運転の継続の支援や、運転に不安がある方に対しては運転免許証自主返納の支援を行い、高齢運転者による事故の防止に取り組む。
	総務市民局安全・安心推進課	

（３）消費生活等に関する安全・安心の推進

1	消費者啓発の推進	悪質化・巧妙化する消費者被害や二セ電話詐欺等を未然に防止するため、消費者自身が危機回避する行動や被害にあった場合の適切な対処法を身につけるため、北九州市消費者教育推進計画（仮称）の策定や啓発事業等を実施する。
	総務市民局 消費生活センター	
2	詐欺被害・犯罪加担行為防止の取組	二セ電話詐欺など詐欺被害を未然に防止するための電話機購入助成事業や、若者が詐欺事案などに加担しないための啓発事業等を実施する。 また、SNS型投資・ロマンス詐欺など、新たな手口の詐欺被害を防止するため、警察と連携して広報啓発を実施する。
	総務市民局安全・安心推進課	

（４）地域の防災力の強化

1	避難行動要支援者避難支援事業	家族から避難の支援が得られないことや自力で避難することが困難な高齢者・障害のある人（避難行動要支援者）の名簿を作成し、地域へ情報を提供するとともに、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成するよう支援することで、災害時の自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進する。
	危機管理室 危機管理課	

（５）安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実

1	あんしん通報システム	在宅の高齢者や重度の障害がある人等の家に火災センサーやペンダント型送信機を付加した緊急通報装置を設置し、火災や救急事案等に対し、消防隊や救急隊が迅速な対応を行うとともに、緊急通報に対する民間警備員の駆けつけや医療・福祉スタッフの通年24時間体制の相談対応により、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援を行う。
	消防局 予防課 保健福祉局 長寿社会対策課	

4 障害のある人の安全対策

(1) 安全・安心に関する意識の高揚

1	住宅防火対策の推進	高齢者・障害のある人等への訪問活動を行い、防火・防災啓発の普及を図るとともに、火災及び焼死事故等の防止に努める。
	消防局 予防課	

(2) 地域の防災力の強化

1	避難行動要支援者避難支援事業	家族から避難の支援が得られないことや自力で避難することが困難な高齢者・障害のある人（避難行動要支援者）の名簿を作成し、地域へ情報を提供するとともに、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成するよう支援することで、災害時の自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進する。
	危機管理室 危機管理課	

(3) 安全・安心に配慮した環境の構築

1	安全で快適な歩行空間の整備	すべての人が安全で快適に歩行できるよう、歩道の新設や拡幅、段差の解消を行うなど、利用しやすい歩行空間の整備を進める。
	都市整備局 道路計画課	

(4) 安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実

1	あんしん通報システム	在宅の高齢者や重度の障害がある人等の家に火災センサーやペンダント型送信機を付加した緊急通報装置を設置し、火災や救急事案等に対し、消防隊や救急隊が迅速な対応を行うとともに、緊急通報に対する民間警備員の駆けつけや医療・福祉スタッフの通年24時間体制の相談対応により、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援を行う。
	消防局 予防課 保健福祉局 長寿社会対策課	

特記1 性暴力を根絶するための取組の推進

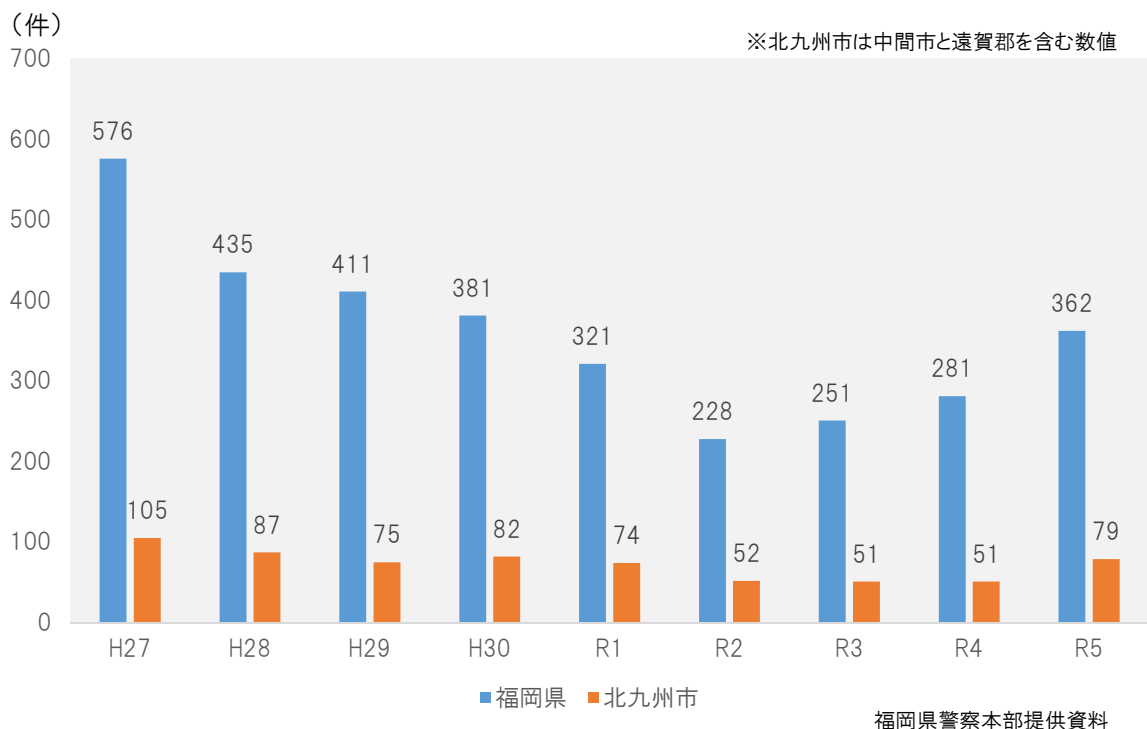
福岡県の性犯罪(不同意性交等、不同意わいせつ)認知件数は、令和5(2023)年に362件と前年比81件の増加となっています。令和5(2023)年6月に刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律が成立し、同年7月13日に施行しました。これにより、構成要件の一部が変更(拡大・明確化)され、公訴時効期間も延長されたため、今後は、さらに認知件数が増加する可能性があります。

福岡県では、性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力の被害者を支援するため、平成31(2019)年3月に「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が制定されています。

この条例では、市町村の責務として、性暴力の根絶や子どもを性暴力から守ること、性暴力の未然防止、性暴力の被害者支援などの基本理念に則り、性暴力事案が発生しにくい生活環境の整備等、性暴力根絶に向けた取組の推進、性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する住民理解の促進等の努力義務が明記されています。

性犯罪の被害者は、心身に深い傷を負い、被害の回復が困難な事例も多く、また、その被害を申告できないことも少なくありません。被害者支援の取組(相談体制)とともに、加害者を生まないための取組(教育・広報啓発)や加害者の社会復帰支援(再犯防止)の観点など、総合的な視点で取組を推進することが求められます。

福岡県及び北九州市における性犯罪認知件数の推移



また、性犯罪に関する法律の改正により、撮影罪が新設され(令和5(2023)年7月13日施行)、盗撮行為が全国一律の基準で処罰されるようになり、処罰の内容もより厳しくなりました。今後の動向に注視しつつ、引き続き、性暴力を根絶するための取組と併せて、必要な対策を講じていきます。

（１）性暴力を根絶するための取組の推進

性暴力の被害者の多くは、女性や子どもであり、自主防犯意識の向上を図るため、防犯の専門家等による性犯罪の実態を踏まえた防犯対策が必要です。

また、教育現場において、小学校・中学校など、児童・生徒の発達段階に応じた性暴力根絶・性暴力被害者の支援に関する教育、さらに、「被害者にならないこと」「加害者にならないこと」の両方の視点を取り入れた教育・啓発の取組の推進など、総合的な取組が重要です。

1	子どもと女性の「防犯力アップ」事業	「地域安全マップづくり」や防犯の専門家（日本ガーディアン・エンジェルス）による体験型セミナーに加え、子どもを見守る立場にある教員や保護者を対象とした「見守りセミナー」を通じて、子どもや女性の防犯意識や危機回避能力の向上を図る。
	総務市民局 安全・安心推進課	
2	性暴力根絶等に関する教育活動	「性差別等人権に関する教育」、「体や性の仕組みに関する教育」、「性に関する心理学的見地からの教育」、「性暴力及び性被害の実情等に関する教育」などの総合的な教育を、児童・生徒の発達段階に応じて行う。
	教育委員会 生徒指導課	

（２）性暴力被害者等の支援に関する取組

性犯罪をはじめとする性暴力被害は、「他人に知られたくない」などの理由で、被害を誰にも相談できず、通報や相談が遅れることもあり、被害の潜在化を防ぐためには、相談体制の充実・強化が重要です。

また、被害者も加害者も生まない社会の実現のためには、性暴力に関する広報・啓発の充実も必要です。

1	性暴力被害者等に対する総合相談窓口の設置	性犯罪被害者が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び直接的支援を行う「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を福岡県、福岡市と共同で運営し、支援体制の強化を図る。 また、被害者も加害者も生まないための取組として、福岡県の「福岡県性暴力加害者相談窓口」の周知等を行う。
	総務市民局 安全・安心推進課	
2	性暴力被害者支援等に関する広報・啓発等	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」のポスターやチラシ、カード等の広報物を市内公共施設に掲示・配架するとともに、市内転入者へ配布を行う。
	総務市民局 安全・安心推進課	

特記2 犯罪をした者の立ち直り支援

全国の刑法犯認知件数は、平成14(2002)年をピークに年々減少しており、令和4年(2022)年にはピーク時の約5分の1まで減少しました。また、平成16(2004)年以降、検挙者数は減少している一方、検挙者に占める再犯者の割合は増加傾向であり、犯罪を減らすためには、再犯を防止することが重要です。

再犯を防止するためには、犯罪をした者等が矯正施設等を出所する際、円滑に社会の一員として復帰できる環境が必要であることから、国では、平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定しました。

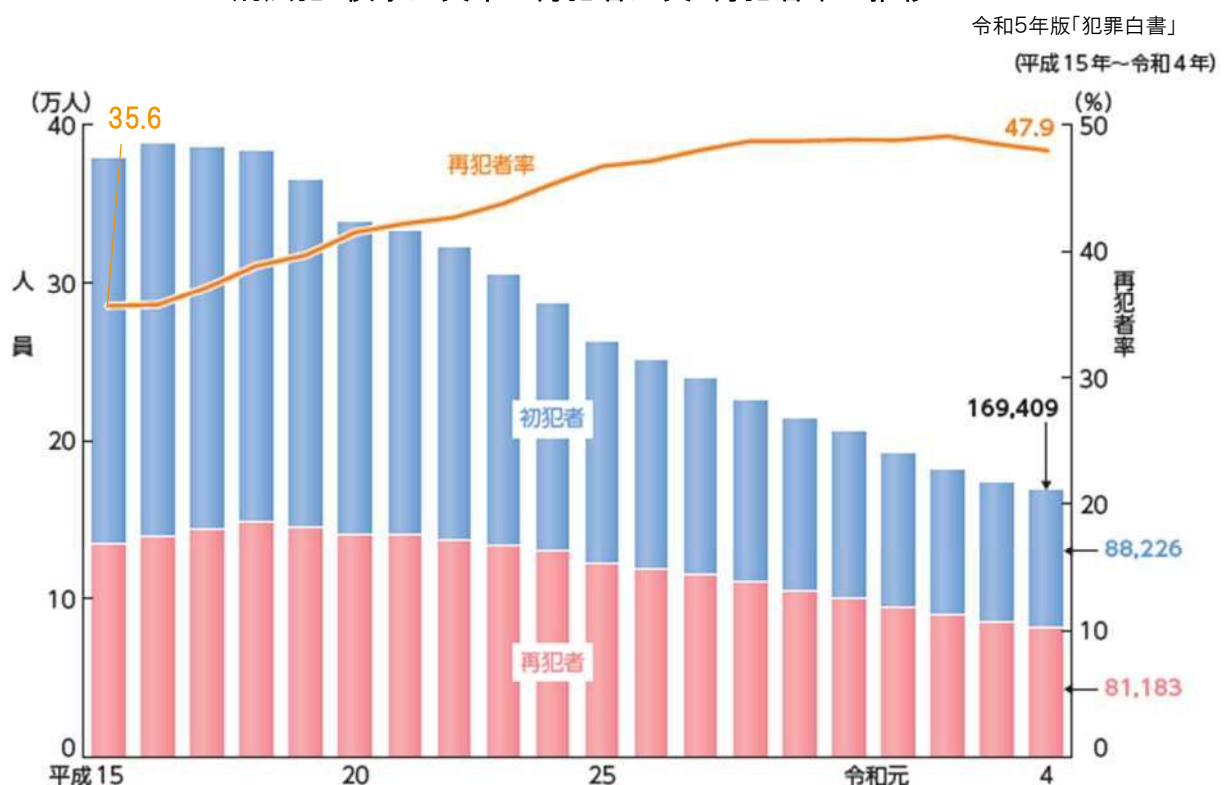
同法に基づき、平成29(2017)年12月には、「再犯防止推進計画」が、令和5(2023)年3月には、「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定され、国・地方公共団体・民間協力者等が連携し、再犯防止に向けた取組を推進する体制の強化が図られています。

北九州市においても、同法の制定等を受け、令和3(2021)年4月に、「第2次行動計画」を地方再犯防止推進計画として位置づけ、各種再犯防止施策を推進しました。

矯正施設等を出所した者は、出所時に仕事や住居がなく生活が不安定な者や高齢者や障害のある人などの福祉的支援が必要な者などがいますが、円滑な社会復帰ができないことから再び罪を犯してしまうと言われています。

こうしたことから、北九州市では、犯罪をした者等が矯正施設等を出所した後に、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、地域における息の長い社会復帰支援を推進し、生い立ちや年齢、障害などの有無にかかわらず、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現を目指します。

刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



※ 1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

(1) 就労・住居の確保等

矯正施設等に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっており、また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べ約3倍と高くなっています。さらに、矯正施設等を満期で出所した者のうち約4割が適当な住居が確保されないまま矯正施設等を出所していること、そして、これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかになっています。

こうしたことから、出所者の就労・住居確保のための総合的な取組が重要です。

※下記の事業は、立ち直りのために利用可能な一般施策の事業を掲載

1	生活困窮者自立支援事業	生活困窮に至るおそれのある人の自立を促進するため、本人の状態に応じた包括的な相談支援等を実施する。
	保健福祉局 地域福祉推進課	
2	北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業	子どもの安全を守る「はいかい防止声かけネットワーク」や「就労支援」への取組を強化するなど、青少年の非行防止施策を総合的かつ積極的に展開する。
	子ども家庭局 こども若者育成課・子ども総合センター、総務市民局 安全・安心推進課、保健福祉局 地域医療課・医務薬務課、教育委員会 生徒指導課	
3	協力雇用主と連携した就労支援	非行歴のある青少年の就職促進やその受け皿となる協力雇用主の拡充を、福岡保護観察所と協働しながら図っていく。また、協力雇用主が、雇用した少年から損害を受けた場合の「見舞金」制度や「立ち直りを目指す非行少年への就労促進住居確保支援事業」などを実施することで、協力雇用主活動への支援と理解促進を推進する。
	子ども家庭局 こども若者育成課	
4	セーフティネット住宅の登録の促進	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を北九州市に登録する制度について、不動産関係団体等と連携して、制度の普及及び登録を促進する。
	都市整備局 住宅計画課	
5	市営住宅における住宅困窮者への入居支援	市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に賃貸しており、連帯保証人が無くても入居可能である。特に、先着順募集及び常時募集については、市外在住者や18歳以上の若年単身者の入居を可能としており、入居要件を緩和することで入居支援に取り組む。
	都市整備局 住宅管理課	

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

高齢者が、出所後2年以内に矯正施設等に再び入所する割合は、全世代の中で最も高くなっています。また、知的障害のある受刑者については、全般的に再犯に至るまでの期間が短いとされています。さらに、再犯に至る高齢者の中には認知機能の衰えが見られることもあることから、必要な福祉的支援に結びつけることが、犯罪の常習化を防ぐために重要です。

薬物事犯に代表される依存症対策については、薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に薬物依存症の患者である場合もあるため、その再犯を防止するためには、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症の適切な治療・支援への取組が重要です。

※下記のうち、1の事業は立ち直りのために利用可能な一般施策の事業を掲載。

1	依存症対策事業	薬物等の依存に苦しむ当事者に対し、回復支援のための具体的なプログラムを提供し、抱えている問題の軽減を図る。
	保健福祉局 精神保健福祉センター	
2	触法障害者支援事業	触法障害者に対して、逮捕・拘留時から速やかに支援を開始するとともに、犯罪行為を繰り返すことのないよう、司法・福祉・就労等の関係機関と連携して伴走型支援を実施する。
	保健福祉局 障害者支援課	

(3) 学校等と連携した修学支援の実施等

家庭や学校に居場所がなく、疎外感・孤立感から非行行動に発展していくという課題に対応するためには、学校や地域ボランティアと連携した悩み相談や学習支援、体験活動等を通じて、少年が「自身の居場所や役割・存在価値」を見いだすことが重要です。

また、次世代を担う子どもや青少年が、環境にかかわらず十分な学びの機会が得られるよう、学習支援の充実が求められます。

そのため、非行等により通学や進学を中断した少年に対しては、本人の意向を踏まえ、学校や保護司、地域ボランティアなどが連携した支援・指導が重要です。

※下記の事業は、立ち直りのために利用可能な一般施策の事業を掲載

1	ネットトラブル等の防止	インターネット上のサイトにおいて、児童生徒によるいじめや非行行為等の不適切な書き込み等の実態を把握し、ネットトラブル等の早期解決と未然防止に関する指導を推進する。 スマートフォン等の使用方法については、北九州市 PTA 協議会などとも連携し、家庭でのルールづくりを推進する。また、教職員の対応力向上のための研修や保護者等へのリーフレットを作成・配布するなど啓発を行う。
	教育委員会 生徒指導課	

2	非行防止活動の推進	北九州市いじめ・非行防止連絡会議において、いじめや非行防止等に関係する機関・団体との連携を図るとともに、学校警察連絡協議会による街頭補導や薬物乱用防止教室、規範意識育成教室等の実施により、児童生徒の健全な育成を図る。
	教育委員会 生徒指導課	
3	不登校対策の充実	不登校は児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、ふれあい合宿・不登校児童生徒療育キャンプの実施、長期欠席対策検討会議の運営、小中連携の研修会や取組の強化など、事案の未然防止・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。
	教育委員会 生徒指導課	
4	いじめ対策の充実	いじめは児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、未然防止に取り組むとともに事案の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。「北九州市いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ問題に係る各種取組の実施により、いじめの状況把握、分析及び調査研究並びに関係機関との連携等により、いじめ問題の解決を図る。
	教育委員会 生徒指導課	
5	スクールソーシャルワーカーの活用	不登校や虐待等、問題を抱える児童生徒に対して、背景となっている家庭環境へ福祉的手法で支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、支援体制の充実を図る。
	教育委員会 生徒指導課	

(4) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

北九州市における再犯防止に関する取組は、地域において犯罪をした者の指導・支援に当たる保護司、少年の非行防止のため補導活動、環境浄化活動などを行う少年補導員をはじめとする、多くの民間ボランティアの協力により支えられています。

これらの民間ボランティア等の民間協力者は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠かすことができない存在ですが、保護司をはじめとする民間ボランティアの高齢化や減少傾向、民間ボランティア等の取組が地域社会において十分に認知されていないなどの課題もあるため、民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進が重要です。

※下記の事業は、立ち直りのために利用可能な一般施策の事業を掲載

1	社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない明るい地域社会を築くため、街頭キャンペーンなど、法務省主唱の運動を推進する。
	保健福祉局 総務課	

第5章 計画の推進

1 推進体制

この計画を着実に推進し、「日本トップクラスの安全なまち」及び「誰もが安心を実感できるまち」を目指すため、北九州市安全・安心条例第26条の規定による必要な推進体制の整備のために設置した「北九州市安全・安心推進会議」に、この計画に掲げる事業等の進捗を報告するとともに、安全・安心なまちづくりに関する施策について意見を聴取しながら行動計画の推進を図ります。

2 効果検証

北九州市安全・安心条例第28条の規定により、安全・安心なまちづくりに関する施策の進捗状況及び効果について、指標を設けて検証します。

検証にあたっては、市の基本構想・基本計画の事業評価を活用して、「計画(Plan)⇒実行(Do)⇒評価(Check)⇒改善(Action)」のPDCAサイクルに沿って行い、計画期間中においても、社会情勢の変化などにより計画を取り巻く状況が大幅に変化した場合には、必要に応じて見直しを行います。

参考資料

- 1 北九州市安全・安心条例（条文）
- 2 北九州市安全・安心推進会議委員名簿
- 3 用語解説

北九州市安全・安心条例（平成26年北九州市条例第33号）

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進（第9条—第14条）

第3章 安全・安心な環境の構築（第15条—第20条）

第4章 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実（第21条・第22条）

第5章 安全・安心な都市イメージの発信（第23条・第24条）

第6章 推進体制等（第25条—第28条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪、災害、交通事故その他これらに類する様々な事態から市民の安全が守られ、市民が安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全・安心なまちづくり」という。）に関する基本理念を定め、市並びに市民、地域団体、事業者及び学校の設置者（学校その他これに類する施設を設置し、又は管理する者をいう。以下同じ。）（以下「市民等」という。）の責務を明らかにすることにより、市及び市民等が安全・安心なまちづくりの基本となる方向性を共有し、一体となってこれに取り組む社会の形成を図り、もって市民等及び本市を訪れる人が、安全・安心を実感することができるまちを実現し、安全・安心なまちづくりを次の世代に継承することを目的とする。

（基本理念）

第2条 安全・安心なまちづくりは、市民が互いに支え合い、思いやる良好な地域社会の中で、防犯、防災、青少年の非行防止、暴力団の排除等に取り組むとともに、これらの取組が次の世代に引き継がれるよう、安全・安心なまちづくりの新たな担い手を育むことにより推進されなければならない。

2 安全・安心なまちづくりは、子ども、女性、高齢者及び障害者に配慮するとともに、安全・安心を脅かす事態の未然防止及びこれに対応するための体制の整備を図ることを旨とし、次に掲げる事項を基本として取り組むものとする。

（1） 市民等は、安全・安心に関する意識を自ら高め、行動すること。

（2） 市及び市民等は、相互に連携を深め、安全・安心に関する環境の改善及び地域社会における防犯、青少年の非行防止その他の安全・安心に関する活動を協力して推進すること。

（3） 市は、警察その他の関係機関と相互に連携を深め、安全・安心に関する相談体制、安全・安心に関する市民等の取組に対する支援体制等の充実に努めること。

（4） 市及び市民等は、本市のイメージ向上のため、相互に、また、市内外に向けて、本市の安全・安心に関する情報の発信を行うこと。

（関係法令等）

第3条 安全・安心なまちづくりの推進に当たっては、この条例の趣旨を尊重した上で、その個別の取組については、安全・安心なまちづくりに関係する法令（条例を含む。）、計画等の定めるところにより実施するものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、安全・安心の確保について自ら知識を深め、主体的に行動するとともに、地域社会の一員として住民のきずなを深めるため、自治会その他の地域団体へ加入するなどして、安全・安心に関する活動への積極的な参加に努めるものとする。

2 市民は、市がこの条例に基づき実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（地域団体の責務）

第5条 地域団体は、連携して安全・安心に関する活動に取り組むとともに、安全・安心に関する情報の共有化を図るなどして、安全・安心なまちづくりに努めるものとする。

2 地域団体は、市がこの条例に基づき実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、安全・安心の確保について自ら知識を深め、主体的に行動するとともに、地域社会の一員として、安全・安心に関する活動への参加に努めるものとする。

2 事業者は、従業員の安全・安心に関する知識を深めるとともに、従業員の主体的な行動及び安全・安心に関する活動への積極的な参加を促進するよう努めるものとする。

3 事業者は、市がこの条例に基づき実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（学校の設置者の責務）

第7条 学校の設置者は、家庭、地域団体、市その他関係機関と積極的に連携を図り、安全・安心に関する教育及び啓発並びに教育環境の整備を行うなどして、安全・安心なまちづくりを推進するものとする。

（市の責務）

第8条 市は、市民等の安全・安心なまちづくりのための取組が円滑に推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民等及び警察その他の関係機関と相互に連携を図り、安全・安心なまちづくりのための施策を総合的、計画的かつ継続的に推進するための体制を整備するものとする。

3 市は、前2項に定めるもののほか、安全・安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進

（安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等）

第9条 市民等は、自らが犯罪、災害等の被害に遭わないよう、また自らが犯罪

等を行い、又は青少年の非行及び犯罪（以下「非行等」という。）を助長しないよう、必要な知識を習得し、安全・安心に関する市民運動に積極的に参加するとともに、安全・安心を脅かす事態を知った場合は、その通報等に努めるものとする。

- 2 市は、安全・安心に関する広報、啓発等を積極的に行うことにより、市民等の安全・安心に関する意識の高揚を図るとともに、市民等に対する情報提供、助言その他の支援を行うことにより、市民等の主体的な行動を促進するよう努めるものとする。

（交通安全の推進）

第10条 市及び市民等は、警察その他の関係機関と連携し、高齢者の交通事故の防止、飲酒運転の撲滅その他交通安全の推進に一体となって取り組むものとする。

- 2 学校の設置者は、幼児、児童、生徒及び学生（以下「児童・生徒等」という。）並びに保護者及び教職員に対し、交通安全に関する教育、啓発及び情報提供を行い、交通安全に関する意識の高揚を図るとともに、交通安全に関する運動への参加の促進に努めるものとする。

（自転車の安全な利用の推進）

第11条 市及び市民等は、警察その他の関係機関と連携し、自転車の安全な利用の推進に一体となって取り組むものとする。

- 2 自転車利用者は、関係法令を遵守し、及び歩行者等に対する注意を払って安全運転に努めるとともに、自転車による事故その他の不測の事態に備えるよう努めるものとする。
- 3 市は、自転車の安全な利用を推進するため、自転車利用者の安全運転に関する意識の高揚を図るとともに、自転車の利用環境の整備に努めるものとする。

（暴力団の排除の推進）

第12条 市及び市民等は、安全・安心なまちづくりを行う上で、暴力団の排除の推進が極めて重要であることを認識し、暴力団を利用しない・暴力団に金を出さない・暴力団を恐れないということを基本に、警察その他の関係機関と連携し、暴力団の排除に一体となって取り組むものとする。

- 2 市及び市民等は、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることを認識し、暴力団との交際を厳に慎むとともに、事業者は、その行う事業により暴力団を利することとならないよう努めるものとする。
- 3 市は、警察その他の関係機関と連携し、市民等の暴力団の排除に関する意識の高揚を図るとともに、市民等による暴力団の排除の自主的な取組を支援するなどして、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

（迷惑行為の防止の推進）

第13条 市及び市民等は、迷惑行為（北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例（平成20年北九州市条例第10号）第2条に規定する迷惑行為をいう。以下同じ。）が重大な犯罪を誘発する危険性を有することを認識し、相互に連携して、迷惑行為の防止に一体となって取り組むものとする。

- 2 市民等は、自ら迷惑行為を行わないようにするとともに、迷惑行為の防止を

推進するための活動への参加に努めるものとする。

- 3 市は、市民等に対して、迷惑行為の防止に関する教育及び啓発を行い、迷惑行為の防止に関する意識の高揚を図るとともに、市民等が行う迷惑行為の防止のための取組を支援するなどして、迷惑行為の防止のための施策を推進するものとする。

（消費生活に関する安全・安心の推進）

第14条 市及び市民等は、消費者と事業者との間に情報の質及び量並びに交渉力等の格差が存することを認識し、消費生活に関する安全・安心の推進に一体となって取り組むものとする。

- 2 市民は、その消費生活の安全・安心を確保するため、必要な知識を自ら習得するとともに、必要な情報を収集する等自主的に行動するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、その供給する商品等について、消費者の安全及び消費者との取引における公正の確保に努めるものとする。
- 4 市は、市民等に対して、消費生活に関する知識の普及及び啓発を行い、消費生活の安全・安心に関する意識の高揚を図るとともに、消費生活に関する情報提供、助言その他の支援を行うなどして、消費生活に関する安全・安心を確保するための施策を推進するものとする。

第3章 安全・安心な環境の構築

（地域における安全・安心に関する活動の推進）

第15条 市民は、安全・安心なまちづくりのため、居住地、就業場所等において、安全・安心に関する活動への参加及びこれを行う地域団体への加入に努めるものとする。

- 2 地域団体は、安全・安心に関する活動が継続的に行われるよう、市民の参加意欲の向上及び参加者の拡大に努めるものとする。
- 3 事業者は、安全・安心に関する従業員の意識の高揚を図るなどして、従業員が安全・安心に関する活動に参加しやすい職場環境の構築に努めるものとする。
- 4 市は、安全・安心に関する活動への参加者の拡大に係る取組を支援するなどして、地域における安全・安心に関する活動の促進に努めるものとする。

（安全・安心に配慮した環境の整備）

第16条 市民は、自らが所有し、又は管理する土地及び建物について、安全・安心に配慮した整備及び管理を行うよう努めるものとする。

- 2 地域団体は、市と連携し、安全・安心に配慮した施設の整備及び管理を推進するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、自らが所有し、又は管理する土地及び建物について、安全・安心に配慮した整備及び管理を行うとともに、都市開発に当たっては、安全・安心に配慮した環境の整備に努めるものとする。
- 4 市は、安全・安心に配慮した公共施設の整備及び管理を行うなどして、安全・安心な環境の構築に努めるものとする。

（空き家及び空き地の適正管理）

第17条 市民等は、自らが所有し、又は管理する建物及び土地のうち現に使用していないもの（次項において「空き家及び空き地」という。）について、周辺の生活環境を悪化させないよう適正に管理するものとする。

2 市は、空き家及び空き地について、適正な管理が行われるよう関係法令に基づき必要な措置を講ずるものとする。

（通学路等の安全確保）

第18条 市民等は、通学路、公園その他の児童・生徒等が日常的に利用する施設（以下この条において「通学路等」という。）の安全を確保するため、通学路等の環境の整備、児童・生徒等の見守り活動への参加等に努めるものとする。

2 市及び学校の設置者は、市民等と連携し、通学路等の環境の整備、見守り活動の推進その他の取組により、通学路等の安全の確保に努めるものとする。

（繁華街の安全確保）

第19条 市、繁華街において店舗等を所有し、又は管理する者及び事業を行う者並びに繁華街の存する地域の市民等は、警察その他の関係機関と連携し、悪質な客引き行為、スカウト行為等の防止を図るとともに、防犯カメラの設置等安全・安心に配慮した設備を整えるなどして、繁華街の安全・安心な環境の構築に努めるものとする。

（青少年の非行等を生まない環境の構築）

第20条 市及び市民等は、相互に連携を深め、青少年の規範意識の醸成、安全・安心に関する教育、補導等の活動、薬物乱用等を助長する有害環境への対策、いじめの防止等のための対策その他の青少年の健全な育成のための取組を推進するものとする。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その事業活動において、青少年の非行等が起りにくい環境の構築に取り組むとともに、薬物の不正な販売その他の不法行為及び青少年の非行等を助長する活動を行わないものとする。

第4章 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実

（青少年等の非行等からの立直り支援）

第21条 市民及び地域団体は、青少年の非行等からの立直りを支援する社会の形成に努めるものとする。

2 事業者は、青少年の非行等からの立直りを支援するため、就労機会の提供等に努めるものとする。

3 市は、警察その他の関係機関と連携し、青少年の非行等に関する相談並びに立直りのための修学支援及び就労支援の充実に努めるものとする。

4 市及び市民等は、青少年以外の者の立直りの支援については、前3項に定めるところに準じて取り組むものとする。

（安全・安心に関する相談及び支援体制）

第22条 市は、市民等の安全・安心を脅かす事態の未然防止を図るとともに、

その対応のための体制、安全・安心に関する相談体制及び犯罪被害者等に対する支援体制の充実に努めるものとする。

- 2 市は、市民等が安全・安心を脅かす事態に係る通報及び情報提供を行いやすい仕組みを構築するものとする。

第5章 安全・安心な都市イメージの発信

（安全・安心に関する情報の提供）

第23条 市は、警察その他の関係機関と連携し、市民等に対して安全・安心に関する情報を提供する仕組みを構築するものとする。

（安全・安心なまち北九州市の情報発信）

第24条 市は、市内外に向け、本市の安全・安心なまちづくりに関する取組等についての情報の発信に努めるものとする。

- 2 市民等は、前項の情報を共有するとともに、その発信に努めるものとする。

第6章 推進体制等

（行動計画の策定）

第25条 市は、安全・安心なまちづくりに関する施策を総合的、計画的かつ継続的に推進するため、行動計画を策定するものとする。

（推進体制）

第26条 市は、前条の行動計画に定められた施策を円滑かつ着実に実施するため、市民等及び国、福岡県その他の関係機関と連携し、必要な推進体制を整備するものとする。

（市職員の責務）

第27条 市職員は、自ら安全・安心なまちづくりに関する知識を深めるとともに、安全・安心に関する活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

（効果検証）

第28条 市は、安全・安心なまちづくりに関する施策の進捗状況及び効果について、指標を設けて検証し、その結果を公表するものとする。

- 2 市は、安全・安心なまちづくりに関する施策の推進に当たり、安全・安心に関する活動を行っている市民等からの意見及び提案を聴取するものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（付属機関の設置に関する条例の一部改正）

- 2 付属機関の設置に関する条例（昭和38年北九州市条例第97号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

北九州市安全・安心推進会議委員名簿

(令和6年11月1日現在)

	補職等	委員名
1	北九州市学校警察連絡協議会 会長(西南女学院高等学校校長)	松下 範枝
2	北九州市自治会総連合会 会長	高宮 歳継
3	北九州市少年補導委員連絡協議会 会長	結城 教次郎
4	北九州市青少年育成会協議会 会長	猪山 功
5	北九州市食生活改善推進員協議会 会長	小畑 由紀子
6	北九州市女性団体連絡会議 会長	大河内 哲子
7	北九州市PTA協議会 会長	穴井 秀和
8	北九州市婦人会連絡協議会 会長	浜 和枝
9	北九州市保護司会連絡協議会 会長	原田 幹雄
10	北九州商工会議所 専務理事	羽田野 隆士
11	北九州市立大学 防犯・防災プロジェクト リーダー	福島 菜緒
12	北九州市協力雇用主会 会長	野口 義弘
13	一般社団法人 北九州市老人クラブ連合会 会長	高橋 悦子
14	北九州タクシー協会 会長	田中 亮一郎
15	北九州中小企業団体連合会 会長	池田 幹友
16	NPO法人Ｉ－ＤＯ（アイディオ） 理事長	池田 純一
17	日本ガーディアン・エンジェルズ 理事長	小田 啓二
18	福岡県防犯設備士協会 理事長	下賀 一史
19	北陸大学 経済経営学部教授	山本 啓一
20	福岡県警察本部 生活安全総務課長	末崎 誠吾
21	北九州市副市長	◎ 江口 哲郎
22	北九州市危機管理監	柏井 宏之
23	北九州市総務市民局長	○ 三浦 隆宏
24	北九州市保健福祉局長	武藤 朋美
25	北九州市子ども家庭局長	小笠原 圭子
26	北九州市都市戦略局長	上村 周二
27	北九州市都市整備局長	石川 達郎
28	北九州市消防局長	岸本 孝司
29	北九州市教育委員会 教育長	田島 裕美

◎は会長、○は副会長

用語解説

	語句	説明
あ	青色防犯 パトロール活動	自動車に青色回転灯を装備して自主防犯活動を実施すること
	アンダーパス	立体交差で掘り下げ式になっている下の道路
い	インバウンド	外国人の訪日旅行
え	NPO法人 日本ガーディアン・ エンジェルス	安全パトロール等の犯罪防止に関する事業等を行い、住民の生活の安全確保に努め、安全で住みよいまちづくりの推進に寄与することを目的として設立された団体
	SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、友達などにつながって、文章や写真、動画などで自分を表現したり、コミュニケーションをとったりするインターネット上のサービスのこと （例：LINE、YouTube、インスタグラムなど）
	SNS型投資・ロマンス詐欺	犯人が投資や結婚等に関心を持つ被害者とSNSを通じて直接会うことなく、関係を深めてお金をだまし取る手口の犯罪
き	協力雇用主	犯罪、非行の前歴等のために定職に就くことが容易ではない保護観察又は更生緊急保護の対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間事業主
	矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院
け	刑法犯認知件数	警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数
ざ	罪種	犯罪の種類
し	市民意識調査 における市政要望	毎年、市政に関する特定のテーマと市政全般について、市民の意識と市民の行政施策に対する評価・要望等を把握するための調査（市民意識調査）における市政に関する要望
	シビックプライド	自身が居住する地域への誇りと愛着
す	スクールヘルパー	学校教育に深い理解と情熱があり、精力的に活動している地域の人々が、通学路の安全確保や授業の手伝いなど、学校教育を支援する

	スクールソーシャル ワーカー	社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、不登校や暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒が置かれた複雑な家庭環境に働きかけたり、関係機関との連携の強化を図る。
せ	生活安全 パトロール隊	「自分たちの地域は自分たちで守る」を合言葉に、地域住民の方々が結成している自主防犯組織
	性暴力	性犯罪、DV、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの性的行為で、本人の同意がない又は対等ではないなどの行為
た	体感治安	人々が感覚的・主観的に感じている治安の情勢
	ターゲティング広告	ユーザーの属性や閲覧履歴などの情報を基に、ユーザーのニーズに合った広告を配信する web 広告の手法
ち	地域安全マップ	子どもの安全対策を図るため、子どもたち自身が防犯ボランティア等の指導のもと、実際にまちを観察して「こういった場所が危ないか」を知ってもらうために作成するマップ
で	DV	配偶者や恋人、親子など親しい関係の人から加えられる暴力（ドメスティック バイオレンス）
と	匿名・流動型犯罪グループ	匿名・流動型犯罪グループとは、SNSを通じるなどした緩やかな結び付きで離合集散を繰り返し、特殊詐欺や強盗などの違法な資金獲得活動を行う集団です。このグループの中には、資金の一部を暴力団に上納するなど、暴力団と関係を持つ実態も認められるほか、暴力団構成員が匿名・流動型犯罪グループと共謀して犯罪を行っている事例もあり、暴力団の資金源になることが懸念されます。
な	ながら見守り	買物やウォーキング又は営業活動等の日常生活の中で「防犯の視点」を持って、地域の子どもや女性、高齢者などを見守る取組
に	二セ電話詐欺	身元を偽って電話をかけ、本人と信じ込ませて金銭等を騙しとろうとする詐欺の手口
	二次元コード	横（水平）と縦（垂直）の両方向に情報を格納できるコードのことで、QRコードなどがこれに該当する
ば	パトロールランニング （パトラン）	防犯パトロールとランニングを掛け合わせた造語で、ランニングという日常的な趣味を防犯パトロールという社会貢献に活かそうというもの
	パトランキタキュー	北九州市及びその周辺地域にて、パトロールランニングを実施している団体

ほ	保護観察	犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの
	保護司	保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察官と協力して保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う
ま	窓から見守り	児童及び生徒の登下校時に窓から通学路を見守る活動